

第5章 方法書、準備書に対する意見及び見解

(空白)

第5章 方法書、準備書に対する意見及び見解

5.1 方法書に対する意見及び見解

5.1.1 方法書についての意見

(1) 公告、縦覧

「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」（令和3年11月 山梨西部広域環境組合）の公告、縦覧等は以下のとおりである。

表 5.1-1 方法書の公告、縦覧等

公告	令和3年11月1日
縦覧期間	令和3年11月1日～令和3年11月30日
意見書提出期限	令和3年12月14日
縦覧場所	山梨西部広域環境組合 山梨県県民情報センター 中央市役所市民環境課窓口 市川三郷町生活環境課窓口
住民説明会	第1回 開催日時：令和3年11月13日（土）18時より 会 場：中央市立豊富小学校体育館 （中央市大鳥居 3800-1） 参加者数：1名 第2回 開催日時：令和3年11月14日（日）18時より 会 場：市川三郷町生涯学習センター （市川三郷町市川大門 1437-1） 参加者数：9名

(2) 方法書についての意見

方法書に対して意見が提出された。

提出された意見及び意見に対する事業者の見解は表 5.1-2(1)～(8)に示すとおりである。

表 5.1-2(1) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (1/8)

意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第1章 事業計画の概要」について			
1-1	事業計画（対象事業実施区域）	<p>事業実施区域など明示した用地買収線について、もう少し施主が地権者に理解と協力を得たうえで、くし形状（もしくはくさび状）の買収線をもっと土地を有効に活用するため正多角形に（二等辺三角形）に近い形で用地買収することによりP1-10の施設配置計画・動線計画をより適切な有効活用（死水域：デッドゾーン）のない配置計画が可能となる。</p> <p>よって企業者をもっと用地買収に努力されたい。</p>	<p>当該対象事業実施区域については、計画地を選定する過程において地元である浅利自治会の合意を得ている区域であり、本事業実施においても十分な面積が確保されていることから、更なる区域拡大は考えていません。</p>
1-2	事業計画（事業の目的）	<p>従前3ブロック（峡北、中巨摩、峡南）が新規に山梨西部広域環境組合（組織5市6町全人口約31万人とのこと。）それを一括して中央市浅利地先に新規ごみ処理施設を建設する計画です。</p> <p>問題点として従前3ブロックでそれぞれ単独に処理処分してきた地先主義から大変更して大規模集約型に移行しますが、極端に言えば北端の北杜市（小淵沢町）はとなりの長野県原村、諏訪市など、南端の南部町（万沢）は静岡県の芝川町、富士川町などに運び県をまたいだ超広域的処理の方が合理的です。</p> <p>なおこの良き事例として、上野原市のごみ処理場が火災となり一時埼玉県に処理を依頼していたが、近くの富士吉田市が協力する体制を確保した事例があります。さらに新型コロナウイルス対策のためのワクチン接種として全国で初めてのケースである「鳥取県と兵庫県」が県境越え共同接種を可能とした新聞記事があります。よってごみ処理も合理的、経済的見地から超法規的措置による近隣行政同士の合意形成を望むものです。</p>	<p>ご指摘の意見等もふまえて、各構成市町において協議、検討した結果、本事業の実施に至ったものと考えています。</p>
1-3	事業計画（設備・処理フロー）	<p>方法書の説明会で自家使用/売電との説明があったが、前回（R3年2月頃）の「ごみ処理施設整備基本構想」（案）R3年〇月には売電については記されていないと思いますが、この売電について詳細説明が必要です。</p>	<p>説明会で示した処理フローは、廃棄物の焼却時に発生する排ガスの流れを説明するため、方法書図1.5-2(1)をさらに簡略化した一般的なフロー図であり、排ガスエネルギーの有効利用策として発電（自家使用/売電）を示したものであります。</p> <p>現在、本組合が整備する廃棄物処理施設における発電の有無については未定であります。令和4・5年度に実施予定の基本設計（実施計画）において、検討したいと考えています。</p> <p>なお、ごみ処理施設整備基本構想においては、ごみ焼却施設の処理残渣物の適用可能な処理・処分方法の一つとして発電（場内利用、売電）を示しています。</p>

表 5.1-2(2) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (2/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
1-4	事業計画 (スケジュール)	<p>方法書、準備書、評価書さらに都市計画決定に係る工程管理と建設工事着手及び工事完成予定年月等全体の事業スケジュールについて先行事例の甲府・峡東ごみ処理施設の例によりますと、H19年9月に方法書の知事意見が送付され、H23年11月に準備書の知事意見が送付され、H24年5月に評価書の知事意見が送付されました。</p> <p>さらに施設建設工事はH26年10月着工しH30年11月完成しましたが、ごみ処理施設だけをみるとH29年4月から供用開始されています。(注:これは笛吹市が地域振興施設整備事業として、別事業が、また山梨県市町村総合事務組合が廃棄物最終処分場を担当しています。)</p> <p>まとめ:両者を比較すると当山梨西部広域環境組合ごみ処理施設の「事業スケジュール」の方がより厳しい条件下にあり本当にR13年度に供用開始されるか不安です。じっくり繰り下げて考え直す必要があります。</p>	<p>本事業については、方法書表1.5-5で示す各事業工程を期限内で進捗することにより、十分可能なスケジュールとなっており、令和13年4月からの新ごみ処理施設の供用開始を予定しています。</p>
1-5	事業計画 (スケジュール)	<p>ごみ処理施設整備基本構想 (R3年3月版) P124の第11章事業スケジュールと、今回のごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書 (R3年11月版) P1-15の表1.5-5事業スケジュール (案) の違いが1点あります。それは環境影響評価です。</p> <p>令和7年度が当初は中抜けして調査しないこととなっていました。前回R3年2月26日提出した意見書ではこの事を指摘し、中抜けは良くないと述べました。そこで今回はそれが継続調査となり改善されています。改善理由が知りたいです。</p>	<p>令和2年度に策定したごみ処理施設整備基本構想の事業スケジュールについては、本組合の前身である峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会において示した事業スケジュールを踏襲していましたが、県及び環境影響評価業務委託コンサルタントに確認したところ、造成工事着手中も環境影響評価事後調査を実施しなければならないことが分かったため、今回追加・修正を行いました。</p>
1-6	事業計画 (道路計画)	<p>ごみの搬入ルートは、国道140号、県道3号、12号、29号を主に使用するとあります。なおこのことについては「本文」1-19 (供用時走行ルート)、1-25 (工事中ルート) 2-66 (交通量観測地点) などに交通網が画かれています。</p> <p>そこで1-19ページ主要な走行ルート図に、上記の2-66図を重ね合わせると「新山梨環状道路」玉穂西ランプ～玉穂中央ランプの道路がP1-19図1.5-5に欠除していることがわかります。</p> <p>南アルプス市、北杜市のごみ処理運搬車 (パッカー車) の運転員は自ら最適な運行コースを選択すると思いますが図に追記願います。</p> <p>そのコースが必要なのは図1.5-4土地利用計画 (案) 1-17ページの図からいえることですが、処理内に国道笛吹ラインから進入するには右、左折考えられますが、交通工学上の渋滞緩和の見地から見ると左折の方が渋滞緩和に寄与することは当然です。</p> <p>この交通導線を基本に場外へのルートも左折を主とするルートを一考願います。</p>	<p>方法書図1.5-5及び図1.5-7とも対象事業実施区域への主な走行ルートとして、国道及び県道を示したものであり、搬出入ルートとして限定するものではありません。</p> <p>また、施設供用時においては、新山梨環状道路を使用したご指摘のルートも想定しております。</p> <p>ご指摘のとおり渋滞緩和策として、甲府中央右左口線を経由して国道140号に接続し、対象事業実施区域に左折するルートは有効であります。国道140号から右折する車両による渋滞を発生させないため、現在、国道140号を拡幅し、右折レーンを整備することについて検討しています。</p>

表 5.1-2(3) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (3/8)

意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第 2 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」について			
2-1	社会的状況 (調査範囲)	<p>本文 2-55、(1) 人口及び世帯数より、中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県(全県)の人口と世帯数が表にある。当組合は 5 市 6 町計 11 団体だが上記の甲府市と笛吹市とは無関係の団体である。なぜ表にのせる必要があるのか教示願いたい。</p> <p>なお、この節では以下同様なことがいえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P2-592. 2.4 産業 (2) 農林業、(4) 工業、(5) 商業 甲府市のデータが入っている ・ P2-682. 2.6 土地利用 (1) 地目別土地利用 ・ P2-832. 2.9 下水道等 (1) 下水道 (3) 上水道 ・ P2-109②一般廃棄物発生量及び処理状況甲府市、笛吹市 ・ P2-1142. 2.11 開発計画等の策定状況 ・ P2-120(2) 甲府市 1) 甲府市環境基本計画 ・ P2-125(3) 笛吹市 1) 笛吹市環境基本計画 <p>再度問いますが、甲府市と笛吹市のデータが載せてるのは何故ですか。ただ単に比較する近くの自治体はその主な理由ですか。</p>	<p>方法書第 2 章「対象事業実施区域及びその周囲の概況調査」(既存資料調査)の範囲は、方法書 p. 2-1 に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした約 10km 四方を基本とし、その範囲に含まれる市町村である「中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、昭和町、市川三郷町」を対象として資料を収集し、取りまとめたものです。</p> <p>そのため、山梨西部広域環境組合の構成市町とは一致していません。</p>
2-2	社会的状況 (土壌汚染)	<p>今回評価方法書の P2-103 に、(7) 土壌汚染が記されている。前回意見提出時 (R3 年 2 月 26 日) 第 11 章事業スケジュールの表 11-1 の中で 9 造成工事があります。</p> <p>そこで意見を述べたのが、大塚流通団地造成工事に際し地下から異物(コンクリートガラ、廃木材、As 舗装ガラなど)が出現し、その対策に売主である県関係機関と用地取得者さらにはそれを捨てた原因者(業者)間で社会問題になったことは記憶に新しい。</p> <p>よって当予定地でも先行試掘や土地所有者から事前ヒアリングを行い必要な対応、対策が要求される。</p>	<p>当該対象事業実施区域については、土地の利用履歴及び現況も農地であることから、ご指摘の異物等が地中に存在していることは想定していませんが、地権者からの聞き取り等により当該事例が発生した場合については、適切に対応したいと考えています。</p>
2-3	社会的状況 (地震・水害)	<p>本文 2-185、2-188、2-189 より P2-1858) 地震、水害による被害想定区域等より、災害対策基本法、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、水防法等により水害被害想定等が規定されている。</p> <p>(1) 液化化図 2.3-14 より指標値 (PL 値) は 15 以上、 (2) 最大水深図 2.3-15 より最大水深 5.0~10.0m である。</p> <p>なお、P2-12 には 2.1.3 地形、地質、土壌があり、表 2.1-6 重要な地形の状況の中に、曾根丘陵の新規断層変位地形(地質学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形)とある。</p> <p>さらに当地より西方約 15~20km 地帯には南北にのびる静岡―糸魚川構造線が走っています。</p> <p>これらの活断層が地震発生した場合は M7~8 の大きなエネルギーを放出し多大な被害発生の恐れがあります。</p> <p>よって処理場諸施設を建設するに当たっては幅広い分野からのアドバイスを受け適切な構造物が要求されます。</p>	<p>対象事業実施区域に整備する廃棄物処理施設の地震、洪水の災害対策としては、ごみ処理施設整備基本構想に示した対策(案)を基本とする中で、災害時において施設の操業に支障が及ばないよう、万全な対策・対応に努めたいと考えております。</p>

表 5.1-2(4) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (4/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出」について			
3-1	環境影響要因	<p>環境アセスをする項目は、ごみ処理施設等本事業特性や既存資料調査から得られた対象事業実施区域周辺の自然的条件（気象・地形・生態系など）社会的条件（土地利用など）をもとに選定した。</p> <p>参考までに中部横断道北部区間（長坂町～長野県佐久郡佐久穂町）の環境影響評価方法書中の環境影響評価について、両者を比較すると付加されているもの欠除されている項目などが見られます。</p> <p>当地区での不足項目は次のようです。</p> <p>1. 電波障害 2. 文化財です。注意：日本の歴史上、山梨県内では甲府盆地南東側の盆地と低山（丘陵地）とが接する、笛吹市境川、旧芦川村、旧豊富村などに古代文化遺跡が多数存じています。</p> <p>なお、本文 P2-46 2.1.5 景観の中で、表 2.1-24 主要な眺望点及び P2-47 図 2.1-19 位置図の中に、伊勢塚古墳、大塚古墳が近くにあります。</p> <p>この2件は高台にあります。中央市成島地先のリニア中央新幹線予定地の水田地帯では、現在県の文化財関係機関による現地詳細調査が人力により多大な人数と時間をかけて調査中です。</p> <p>よって当地でも文化財発掘調査が必要です。</p>	<p>お示しいただいた「中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価」は、山梨・長野の両県にまたがる事業のため、「山梨県環境影響評価条例」と「長野県環境影響評価条例」の両方に沿って検討されています。「電波障害」と「文化財」は、長野県条例において環境影響評価項目として設定されていますが、山梨県条例では設定されていないことから、本事業では検討の対象としておりません。なお、より大規模な事業を対象とした国の法律「環境影響評価法」においても、電波障害と文化財は環境影響評価項目として設定されておらず、評価が必須な項目とまでは考えておりません。</p> <p>電波障害については、大きな建物等が建設された場合などにごく近傍の地域でテレビ等の受信に影響が生じる可能性があるとしてあります。しかし、本事業の対象事業実施区域の周辺は主に田畑となっており、最寄りの住宅まで750m以上離れているほか、現在一般に使用されている地上デジタル放送は、以前のアナログ放送と比べて電波障害がほとんど生じないとされています。以上のことから、障害が発生する可能性はほとんどないと考えます。</p> <p>文化財について、対象事業実施区域は、文化財保護法に係る保護対象にはあたりません。万一、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り速やかに関係先に報告し、指導に沿って調査や保全対策などの措置を行います。</p>

表 5.1-2(5) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (5/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第4章 環境影響評価を行う項目」について			
4-1	項目（放射線の量）	<p>方法書によると、放射線量調査は行わなくて良いことになっている。また本文 2-51 ページには、(1) 市川三郷町の西八代合同庁舎地上 1m で計測中（月 1 回）(2) 甲府市（県衛生環境研究所）モニタリングポストで通年計測しているとのこと。</p> <p>なお、これとは別に山梨西部広域環境組合が発注した業務入札公告第 2 号 (R3. 4. 23 付) によるとその中に「ごみ処理施設整備に係る環境影響評価等作成支援業務委託」仕様書 (R3 年 4 月) の中で、「評価項目、5. 放射性物質、(1) 放射線の量」が記されている。P21 には具体的な調査方法、仕様が記されている。さらに「積算総括書」の第 2-1 号内訳書第 13-13 号明細書にも、放射線の量測定調査明細書が記されている。</p> <p>よって当初計画ではこの調査が必要と設計・積算したにもかかわらず、いざ出発すると「不用」との 180° 違った方向になった要因を知りたい。</p>	<p>環境影響評価の項目については、方法書 p. 2-51 に示すとおり既存資料調査を行い、山梨県内の空間線量率が除染基準より大幅に低いことを確認しました。また本事業では、放射線の量が高い土砂の持ち込みなど放射線を発生させる活動を行わない計画です。今回の方法書作成にあたり、これらの既存資料調査結果や事業計画をふまえて改めて検討し、放射線の量については環境影響評価項目に選定しないこととしました。（方法書 p. 4-14 参照）</p> <p>ご指摘の仕様書については、既存資料調査を行う前に設定した仮の内容であり、同書においても「必要に応じて項目を削除し、または追加するものとする。」としています。方法書作成にあたり、前述のとおり改めて既存資料調査や事業計画を確認し、項目の追加や削除を行ったものです。</p>

表 5.1-2(6) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (6/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第5章 環境影響評価の手法」について			
5-1	植物・動物(猛禽類)	<p>猛禽類は周辺 1km の範囲で調査する。なお希少猛禽類は 2 営巣季調査するとあります。</p> <p>また本文での記述は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P2-36 保全すべき動物・文化財保護法・山梨県希少野生動植物保護条例・環境省レッドリスト 2020・山梨県レッドデータブック ・ P2-38②鳥類表 2.1-17(1) 保全すべき種(鳥類) タカ目ミサゴ科ミサゴ、タカ科ハチクマ、サンバ、オオタカ、クマタカなど多数 ・ P5-475.2 生物の多様性 5.2.1 植物、動物 ・ P5-50 (2) 陸上動物への影響表 5.2-3 (1) 調査、予測及び評価の手法(陸上動物への影響) 3. 調査地域 <p>現地調査: 猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲とし、確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大を検討する。</p> <p>※聞きたいこと</p> <p>①上記 2 営巣季だけで良いのか、長期にわたる追跡調査が必要。</p> <p>②周辺 1km と言わずもっと広範囲に特に西側の低山から里山に続く、地形、植生図を参考に拡大を再検討願います。本文 P2-10 主要な河川新せぎ川、また笛吹川本流、浅利川などが近くを流れる。</p> <p>2-12、2-13 ページより近くに曽根丘陵がある。</p> <p>2-20～23 ページより御坂山地から続く丘陵地ではアカシデ、クヌギ、ケヤキ。南側の丘陵は、果樹園、住宅地が主となりスギ、ヒノキ、サクラ。クヌギ、コナラ群集、アカマツ植林がみられる。とある。(注: ワシタカ類は針葉樹の高木に営巣する傾向が強い。)</p> <p>さらに詳細な目で見ると、P2-22 図 2.1-14 現存植生図(広域)には、42. シキミ-モミ群集が示されている。具体的には旧芦川町の高萩、中山、岱、畑熊に多く存する。当地は処理場から直線距離で 5～6km に位置し標高約 300～400m の低山を呈している区域で、一級河川「芦川」の左右岸に位置している。</p> <p>なお参考ではあるが</p> <p>(1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設アセスにはモニタリング調査は H25, 26, 27, 28 年オオタカ等希少猛禽類を 4 地点で、その他の希少猛禽類(ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、クマタカ) の 6 種が確認された。</p> <p>(2) リニア新幹線(早川町工事区域)ではクマタカ、イヌワシ調査</p> <p>(3) 中部横断道身延南部町区間ではオオタカ、クマタカが確認されている。</p>	<p>猛禽類の現地調査は、環境省「改訂版猛禽類保護の進め方」に準拠し、2 営巣期の調査を設定いたしました。なお、現地調査によって猛禽類の繁殖が確認され、事業による影響が予測された場合には、工事中および供用時に追加のモニタリング調査を実施するなど、適切な影響把握に努めます。</p> <p>調査範囲については、対象事業実施区域周辺 1km の範囲を基本としますが、現地調査における確認状況に応じて地点の移動や新規追加等を検討し、対象事業実施区域周辺の生息状況を適切に把握できるよう努めます。</p>

表 5.1-2(7) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (7/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
5-2	景観・風景	<p>施設の影響による影響を評価するための調査8地点、2季(展葉期、落葉期)とある。</p> <p>また本文関連資料では、P2-462. 1.5 景観(1)景観(2)主要な眺望点表 2.1-24によると、全9地点が上がっている。</p> <p>P2-47 図 2.1-19 自然景観資源及び主要な眺望点の位置、この中に「2-4 みたまの湯」がある。</p> <p>当温泉は県内外、特に首都圏からも近いことから東京、横浜、埼玉など多数の来客がある県内有数の温泉となっている。(交通のアクセスも良い。)特に夜景は日本有数でまさに「日本夜景遺産」と謳っている。そんな時に、このごみ処理施設の煙突から出る白いけむりがはたしてどのように映るか不安、心配である。</p> <p>そこで当組合はモニタージュ写真(現況写真への建物画像の合成)で予測するとのこと。</p> <p>なお、参考ながら近くの甲府・峡東ごみ処理組合ではH29年11月「複数案等の決定経緯に関する報告書」で、ごみ処理施設の外壁色彩の決定経緯では多数外壁色パースやモニタージュ写真を検討している。</p>	<p>「みたまの湯」については、ご指摘のとおり地域の主要な眺望点であることから、景観の調査地点として選定し、調査・予測・評価を行う計画としています。(方法書 p.5-67) その結果については、準備書に掲載し報告します。</p>
「第6章 専門家ヒアリング結果」について			
6-1	ヒアリング結果(陸上動物)	<p>第6章専門家ヒアリング結果本文6-1 ページ6.1 専門家ヒアリング結果</p> <p>打合せ時間が短いと思う。せめて2~3hは必要だろう。</p> <p>営巣に適した樹木を鳥類図鑑より引用すると次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. オオタカ…アカマツ、スギ、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林 2. クマタカ…マツ、スギ、針葉樹の高木 3. チョウゲンボウ…岸壁、カラスの古巣など 4. フクロウ…神社の森など、常緑広葉樹林、針葉樹林 5. ツミ…針葉樹(ヒノキなど) 6. ハイタカ…アカマツ、カラマツ、ツガ 7. ハヤブサ…断崖の岩間、他の鳥の巣穴など <p>なお、私の観察日誌によると、オオタカはモミの高木の枝先に球状の巣を木の枝を集めて営巣した例が確認されている。したがって本文6-2 ページのウの記述「30年前、当地のアカマツ林は枯れて植生がないので、当地近くでは営巣環境が存在しない」との極論は必ずしも適切な助言ではない。鳥類は羽があるので、適切な場所に移動し従前のエサ場では狩をする生活は引きついでいるはずだ。</p>	<p>専門家ヒアリングは、方法書の内容について各分野の専門家に確認いただき、地域の特性や調査にあたっての留意点等についてご意見を頂きました。なお、事前にメールでのやり取りや論点を整理した上で実施しており、適切な専門家ヒアリングの実施に努めました。</p> <p>また、専門家ヒアリングにおいて対象事業実施区域付近のアカマツ林についてご意見を頂いており、方法書の作成では参考とさせて頂きましたが、現地調査においては、対象事業実施区域周辺の営巣環境について現況を適切に把握できるよう努めます。</p>

表 5.1-2(8) 方法書に対して提出された意見及び事業者の見解 (8/8)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域」について			
7-1	影響範囲	<p>第7章影響を受ける範囲と認められる地域本文7-1ページに環境影響を受ける範囲であると認められる地域として中央市と市川三郷町が挙げられている。</p> <p>参考ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5-6 稼働による大気汚染への影響二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素など(3)上層気象の状況(風向、風速、気温、逆転層の発生状況)とある。 ・2-146 ページより表 2.3-4 ばい煙発生施設の排出基準(廃棄物焼却炉抜粋)より、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素とある。 ・6-1 専門家の意見大気汚染表 6.1-1(大気汚染)より、なお計画地は盆地の端に位置することから、地形や逆転層を考慮して予測を行うこと。とある。 <p>まとめ：甲府盆地南端部で南方約 500mには曾根丘陵が小高い丘(岡)を形成する。日本、山梨、甲府盆地など冬季は大陸からの偏西風が卓越する。よって P7-2 図 7.2-1 の影響範囲は風向により東側に広がる楕円形を画くはずです。もう少し東方には甲府市旧中道町があります。それへの影響が心配されます。</p>	<p>方法書図 7.2-1 に示した「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、山梨県環境影響評価条例に基づく方法書送付等の手続きの対象となる市町村を設定するため、現在入手できる情報をもとに仮予測を行った結果です。仮予測は、方法書 p7-1 に示すとおり類似の一般廃棄物処理施設の排ガス等の条件を参考に最大濃度が着地する地点の距離を計算し、その2倍の範囲を示したもので、濃度分布の計算結果を表すものではありません。</p> <p>大気汚染については、今後、本方法書に示す手法に沿って調査・予測・評価を行い、その結果を準備書に掲載します。ご指摘いただいた濃度分布についてもその中で報告いたします。予測にあたっては地域の地形や気象を適切に反映するよう努めます。また、結果については専門家へヒアリングを行い、妥当性を確認いたします。</p> <p>それらの結果をふまえて地域への影響や必要な保全措置を検討します。</p>
その他			
8-1	その他	<p>甲府・峡東地域ごみ処理施設環境影響評価準備書に対する知事意見 (H23.11.22 提出)</p> <p>ここではあえて、準備書に対しての知事意見を述べます。なおこの前段階で H19 年 9 月 18 日付で方法書に対する知事意見が先行して発せられています。</p> <p>準備書について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況把握 ・水質汚濁凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止 ・陸上動物(希少種)ミソゴイの生息環境に係る配慮、オオタカの生息環境に係る配慮、フクロウの生息環境に係る配慮 ・人と自然の豊かな触れ合いの確保のため… ・景観白煙による環境影響の把握 <p>…など、多岐にわたる知事意見が記されています。方法書、準備書をご一読ください。</p>	<p>本環境影響評価では、環境影響評価技術審議会による審議や、関係市町長意見、また地域の皆様の意見をふまえて調査・予測を行い、保全措置を講じたいと考えます。</p> <p>本環境影響評価に対しては改めて知事意見が発出されるので、いただいた意見に対して十分な対応をとるよう努める考えですが、お示しいただいた類似施設の既存事例や、最新の知見・マニュアル等も参考にしつつ、より適切な内容となるよう努めます。</p>

5.1.2 方法書についての公聴会の概要

意見書が提出されたことを受けて、公聴会が開催された。

開催日、公述人からの意見及び事業者の見解は表 5.1-3(1)～(4)に示すとおりである。

表 5.1-3(1) 方法書についての公聴会の概要及び公述人からの意見 (1/4)

公聴会開催日		令和4年2月11日 10時00分～10時40分	
公述人		1名	
意見番号	分類	公述人からの意見	事業者の見解
1	猛禽類調査	<ul style="list-style-type: none"> ・中部横断道の私の独自調査では、猛禽類が針葉樹に営巣したが、重機の音により営巣を放棄。 ・また、遮音壁のアクリル板などにバードストライクで死んだクマタカの事例がある。波高島付近の歩道で見つけた。 ・リニアの環境アセスでは、イヌワシも見つかっている、クマタカはそれに準ずる希少種。 ・今回の焼却施設の近く、境川では、フクロウ、ミゾゴイ、オオタカが見つかっている。とても近いので、猛禽類調査の精度を高めてやっていただきたい。 	<p>重機の稼働による騒音・振動の、希少猛禽類に対する影響について予測を実施しました。</p> <p>準備書の該当箇所 7-427 (681) ～7-430 (684)</p> <p>バードストライクについて、計画施設では反射・透過する素材を広い面積で使用することはなく、バードストライクが生じる可能性はほとんどないと考えられることから、調査は実施していません。</p> <p>猛禽類の調査を適切に実施することを目的として、第2繁殖期の調査方法等について、調査前に知事と協議を行いました。</p> <p>準備書の該当箇所 7-373(627) 資料-387～資料-398</p> <p>そのほか、猛禽類の現地調査では先入観を持たずに調査を行い、種の確認に努めました。</p>

表 5.1-3(2) 公聴会の概要及び公述人からの意見(2/4)

意見 番号	分類	公述人からの意見	事業者の見解
2	煙突高さ	<ul style="list-style-type: none"> •かつて三重県四日市コンビナートでは、亜硫酸ガスによる大気汚染が発生。東京都ではディーゼル規制などが行われている。 •身延町では、キーテック下山工場があるが、昨年12月1日の早朝、白煙が上がっている。 •また、中巨摩広域清掃センターの煙突からの白煙も、浅原橋から確認できた。 •峡南衛生組合の焼却施設は、ストーカー方式とって、排ガスに含まれる亜硫酸ガスや窒素酸化物などが大気に出るのを防ぐため、集塵装置で処理した後に排出している。 •しかし、100パーセント亜硫酸ガスや窒素酸化物などを排除することは困難と考える。同組合では消石灰を使用した排ガス処理だが、その過程で、塩酸や硫酸カルシウムが発生する。 •燃料とするA重油などにも、硫黄分が含まれている。 •処理過程の副反応で、石膏が発生する。それを除去するため、複数の機械を交互に稼働させてメンテナンスしている。 •排ガスの速度は、毎秒20メートルとすると時速72キロメートルで、相当の速さで送風機により煙突から排出している。 •今回の施設の煙突の高さは59メートルとしているが、これ以上になると航空法により、紅白での識別やランプの点滅が必要になる。 •私が作成したごみ処理量と煙突の高さの相関図から見ると、今回の施設の処理量は361トン/日なので、煙突の高さが125メートル程度は必要ではないかと私は考える。しかし、航空法の規制にかからないよう、59メートル以下にしている。 •また、高くしすぎると、排ガスの着地点が遠くなる。今回は700メートル程度としているが、私の感覚では、1,000メートル程度になると考える。 •今回の調査エリアは、市川三郷町としているが、偏西風の影響を受ける方角には、旧境川村、中道町など甲府エリアがある。 	<p>白煙による景観への影響について、類似施設での現況調査を行った他、予測評価を行いました。</p> <p>準備書の該当箇所 調査方法等：7-513(767)～7-516(770) 調査結果：7-519(773)、7-531(785) 予測結果：7-534(788)、7-565(819) 資料-537～資料-547</p> <p>排ガス処理施設について、排ガス中の大気汚染物質濃度は、大気汚染防止法の排出基準に基づいて、さらに可能なものはそれよりも厳しい自主基準を設定しています。</p> <p>準備書の該当箇所 7-112(366)</p> <p>具体的な処理方式は、施設の業者選定を行う際に、様々な提案を受けるなかで、処理方式も含めて総合的な評価を行い、より良い施設とします。</p> <p>大気汚染の影響予測にあたっては、煙突高さに複数案を設定し、その条件の違いによる影響の大きさの比較を行いました。</p> <p>準備書の該当箇所 条件：7-112(366) 予測結果：7-121(375)～7-130(384)</p> <p>風向と到達範囲について、煙突排出ガスの大気汚染への影響予測は、現地で1年間計測した風向・風速を用いました。また、着地点を十分に含む範囲として、計画施設を中心として6km四方の範囲で予測を行いました。</p> <p>準備書の該当箇所 7-112(366)</p>

表 5.1-3(3) 公聴会の概要及び公述人からの意見(3/4)

意見 番号	分類	公述人からの意見	事業者の見解
3	埋蔵文化財調査	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者からのヒアリングで、中央市浅利地区には埋蔵文化財がないのではないかとされたため、今回は調査しないとのこと。 ・しかし、2020年10月21日付けの山梨日日新聞によれば、今まであまり遺跡がないとされていた小瀬付近の調査で遺跡が発掘されている。また、今回の事業予定地近く、リニア新幹線ルートの中成島地区では、発掘調査を実施している。 ・笛吹川の北部でも、今までなかったと思われたところでも発見されているので、本地区にも埋蔵文化材が発掘されるのではないかと考えている。 	<p>文化財について、対象事業実施区域は、文化財保護法に係る保護対象にはあたりません。万一、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り速やかに関係先に報告し、指導に沿って調査や保全対策などの措置を行います。</p>
4	景観	<ul style="list-style-type: none"> ・みたまの湯は見晴らしが良いことで有名。今回の新しいごみ処理施設はみたまの湯から良く見え、夜でも白煙が見えるような風景になることが心配である。 	<p>方法書にあるとおり、みたまの湯を調査・予測地点として選定しています。</p> <p>類似施設を対象として、煙突からの白煙の発生状況の調査を行いました。その白煙も含めた予測を行った結果、影響は小さいと予測しました。</p> <p>準備書の該当箇所 7-534(788)～7-565(819)</p> <p>夜間の白煙の影響について、準備書では予測していませんが、評価書において予測評価結果を追加します。</p>

表 5.1-3(4) 公聴会の概要及び公述人からの意見(4/4)

意見 番号	分類	公述人からの意見	事業者の見解
5	用地買収面積	<ul style="list-style-type: none"> 事業者説明会では、中央市を優先して買収したと説明していたが、実際には、一部が敷地に入っておらず、楕形状に入り組んでいるところもある。 このような買い方では、動線が悪くなってしまうと考えられる。 	<p>敷地には、計画施設の建設のほか、緑地、雨水調整池、次期施設の建設用地等を含みます。</p> <p>準備書の該当箇所 2-17 (19)</p> <p>計画施設の建物用地や道路・駐車場等用地、雨水調整池等を除いた範囲も、地域住民に開かれた、身近に活用できる施設とする目的から、次期施設の建設までの間、その用地は緑地等として整備する計画です。</p> <p>また、敷地西側の一角は、次期施設の整備後も含めて、長期間管理が可能な場所であることから、影響予測の結果に基づいて、植物・動物の生育・生息場所として適切な環境を創出する計画です。</p> <p>準備書の該当箇所 7-365 (619)、7-437 (691)、 7-473 (727)、7-511 (765)</p>
6	ごみ資源 (鉄、金、銀)	<ul style="list-style-type: none"> 市川三郷町などのごみの案内を見ると、燃えるごみと資源ごみがある。 資源ごみは、分別して有価物になるものである。 例えば、携帯電話から金が取れるなど、有効活用できるはず。 今度の施設でも、そういったものを有効に活用していただきたい。 	<p>計画施設では、資源物が分別収集された後の、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみの処理を行います。</p> <p>そのうち粗大ごみ・不燃ごみからは金属等の資源化可能なものを回収する計画です。</p> <p>準備書の該当箇所 2-13 (15) ～2-14 (16)</p>
7	今後の進め方 (山梨県環境影響 評価等技術審議会 について)	<ul style="list-style-type: none"> 県のアセス審議会が1月18日に実施され、委員からは水田雑草の希少種や災害への具体的な対策を示してほしい等の意見があったとのこと。 本公聴会以降、速やかに審議会が開催されると聞いている。 当審議会で、県当局から私の公述内容を委員に説明していただきたい。 	<p>山梨西部広域環境組合（方法書の内容）環境の保全の見地からの意見ではないため、回答は差し控えます。</p>

5.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 方法書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第13条の1項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は表5.1-4(1)及び(2)のとおりである。

表 5.1-4(1) 方法書についての知事の意見(1/2)

方法書についての知事の意見
<p>【全般的事項】</p> <p>1 基本的な考え</p> <p>関係市町及び地域住民に対し、事業の計画、実施の各段階において十分な情報提供を行うこと。</p> <p>【個別事項】</p> <p>2 事業計画</p> <p>事業用地は、地盤の液状化指標値が1.5以上と地震による液状化の危険性が極めて高い地盤であるとともに、洪水による最大浸水深が5m以上10m未満、浸水深0.5m以上の浸水継続時間が72時間以上の被害想定区域であることから、施設の被災により周辺環境への影響が生じないための保全措置を検討し、講じること。</p> <p>3 複数案による検討</p> <p>「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の内容決定に当たり、各項目について複数条件を設定し、それらを組み合わせて複数案を立案して検討すること。</p> <p>その際、次の点に留意すること。</p> <p>①各項目に係る複数条件の設定理由を示すこと。</p> <p>②複数案の比較評価の結果と考え方を一覧表等で分かりやすく示すこと。</p> <p>4 大気質</p> <p>排ガスの影響予測に必要な接地逆転層及び山谷風循環の状況をより正確に把握するため、上層気象観測回数の増加や、事業用地南側などの山の斜面上での通年の気象観測などを行うこと。</p> <p>5 大気質・騒音・振動</p> <p>農耕車両等現状の走行状況を十分把握した上で工事車両及び施設稼働後の廃棄物収集運搬車両の走行ルートを設定して予測・評価を行い、車両運行の平準化等の必要な保全措置を講じること。</p> <p>6 騒音</p> <p>評価方法について、環境基準との比較に加え、現状との変化を捉え、地域環境を踏まえた評価を行うこと。</p> <p>7 水質汚濁</p> <p>地下水の水質について、環境影響評価の実施項目に選定していないが、有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、選定について再検討し、その結果を理由とともに示すこと。</p> <p>8 水質汚濁・水象</p> <p>浮遊物質及び表流水の調査において、事業の影響を明確に予測・評価するために、事業予定地の上流側にも調査地点を追加すること。</p>

表 5.1-4(2) 方法書についての知事の意見(2/2)

方法書についての知事の意見	
9	<p>水質汚濁・水象</p> <p>工事・施設排水の放流先河川における降雨時の調査について、調査目的に沿った適切な調査となるよう調査日を設定し、その設定理由を示すこと。</p>
10	<p>植物</p> <p>事業実施地域は水田が多く、蘚苔類が繁殖しやすい環境であることから稀少な蘚苔類も調査対象とすること。</p>
11	<p>動物（猛禽類）</p> <p>猛禽類の調査について、「確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大や調査地点数の追加を検討する」としているが、検討に当たり知事と協議すること。</p>
12	<p>生態系</p> <p>事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置を検討すること。</p> <p>なお、代償を行う場合には、実施主体及び管理期間等を具体的に示すこと。</p>
13	<p>生態系</p> <p>生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価すること。</p> <p>その際、要因には、光環境も含めること。</p>
14	<p>景観</p> <p>景観への影響を面的に把握できるよう、可視領域図（施設が見える範囲）を示すこと。</p>
15	<p>景観</p> <p>施設景観の複数案について、すべて十分に周辺景観との調和を考慮したものを用いること。</p>
16	<p>景観</p> <p>事業用地の前面道路である国道140号に、施設の近景を適切に予測・評価できる視点場を追加し、圧迫感を軽減する保全措置を検討し、講じること。</p>
17	<p>景観</p> <p>フォトモンタージュによる予測について、煙突からの排ガスも含め、季節ごとにすべての視点場において行うこと。</p> <p>その上で、保全措置を検討すること。</p>

(2) 方法書についての知事の見解に対する事業者の見解

方法書についての知事の見解に対する事業者の見解は表 5.1-5(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 5.1-5(1) 方法書についての知事の見解と事業者の見解(1/2)

知事意見	事業者の見解	対応ページ
【全般的事項】		
1 基本的な考え 関係市町及び地域住民に対し、事業の計画、実施の各段階において十分な情報提供を行うこと。	関係市町には管理者会、課長会議等を通じて、地域住民に対しては基本設計検討委員会への住民参加や地域代表者との随時の意見交換等を通じて、事業の計画、実施の各段階に十分な情報提供を行う。	なし
【個別事項】		
2 事業計画 事業用地は、地盤の液状化指標値が1.5以上と地震による液状化の危険性が極めて高い地盤であるとともに、洪水による最大浸水深が5m以上10m未満、浸水深0.5m以上の浸水継続時間が7.2時間以上の被害想定区域であることから、施設の被災により周辺環境への影響が生じないための保全措置を検討し、講じること。	施設の浸水等の被災により周辺環境への影響が生じないよう、土地の造成及び施設の構造において保全措置の検討を行い、実施する。液状化対策には十分な基礎を構築する。	2-20(22)
3 複数案による検討 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の内容決定に当たり、各項目について複数条件を設定し、それらを組み合わせ複数案を立案して検討すること。 その際、次の点に留意すること。 ①各項目に係る複数条件の設定理由を示すこと。 ②複数案の比較評価の結果と考え方を一覧表等で分かりやすく示すこと。	影響の予測にあたっては、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の複数条件を検討する。その際、複数条件の設定理由を示すととともに、比較評価の結果と考え方を分かりやすく示す。	設定理由は 9-74 (996) 評価結果は 9-75 (997)
4 大気質 排ガスの影響予測に必要な接地逆転層及び山谷風循環の状況をより正確に把握するため、上層気象観測回数増加や、事業用地南側などの山の斜面上での通年の気象観測などを行うこと。	気象について、南側において通年気象観測地点を1地点追加したほか、上層気象調査において、1日あたり8回の観測に対して、早朝の観測1回追加した。	7-7(261)
5 大気質・騒音・振動 農耕車両等現状の走行状況を十分把握した上で工事車両及び施設稼働後の廃棄物収集運搬車両の走行ルートを設定して予測・評価を行い、車両運行の平準化等の必要な保全措置を講じること。	農道の走行状況を把握するために交通量調査地点を1地点追加した。また、施設稼働後に想定される廃棄物収集運搬車両の走行ルートについて予測・評価を行い、車両運行の平準化等の保全措置を検討した。	予測への反映は 7-625(879) 7-645(899) 保全措置への反映は 7-657(911) 7-658(912)
6 騒音 評価方法について、環境基準との比較に加え、現状との変化を捉え、地域環境を踏まえた評価を行うこと。	騒音の評価について、環境基準との比較のほか、現状からの変化を整理し、地域環境をふまえた評価を行った。	7-216(470) ～ 7-218(472)

表 5.1-5(2) 方法書についての知事の見解と事業者の見解(2/2)

知事意見	事業者の見解	対応ページ
【個別事項】		
<p>7 水質汚濁 地下水の水質について、環境影響評価の実施項目に選定していないが、有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、選定について再検討し、その結果を理由とともに示すこと。</p>	<p>地下水について環境影響評価の実施項目に追加するとともに、対象事業実施区域の観測井戸において地下水質調査を行うこととした。</p>	<p>7-267(521)</p>
<p>8 水質汚濁・水象 浮遊物質量及び表流水の調査において、事業の影響を明確に予測・評価するために、事業予定地のの上流側にも調査地点を追加すること。</p>	<p>事業予定地のの上流側に調査地点2地点を追加した。</p>	<p>7-264(518)</p>
<p>9 水質汚濁・水象 工事・施設排水の放流先河川における降雨時の調査について、調査目的に沿った適切な調査となるよう調査日を設定し、その設定理由を示すこと。</p>	<p>調査目的に沿って調査日を設定するとともに、その設定理由を整理した。</p>	<p>7-271(525)</p>
<p>10 植物 事業実施地域は水田が多く、蘚苔類が繁殖しやすい環境であることから稀少な蘚苔類も調査対象とすること。</p>	<p>事業実施区域の特性をふまえ、蘚苔類についても調査を行った。</p>	<p>7-343(597) ～ 7-344(598)</p>
<p>11 動物(猛禽類) 猛禽類の調査について、「確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大や調査地点数の追加を検討する」としているが、検討に当たり知事と協議すること。</p>	<p>猛禽類の調査にあたっては、知事と協議を行った。</p>	<p>7-373(627) 資料-387～ 資料-398</p>
<p>12 生態系 事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置を検討すること。 なお、代償を行う場合には、実施主体及び管理期間等を具体的に示すこと。</p>	<p>事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置の有無を検討した。</p>	<p>7-510(764) ～ 7-512(766)</p>
<p>13 生態系 生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価すること。 その際、要因には、光環境も含めること。</p>	<p>生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価した。また、その際、光環境についても考慮した。</p>	<p>7-501(755) ～ 7-512(766)</p>
<p>14 景観 景観への影響を面的に把握できるよう、可視領域図(施設が見える範囲)を示すこと。</p>	<p>可視領域図を作成した。</p>	<p>7-514(768) 7-518(772)</p>
<p>15 景観 施設景観の複数案について、すべて十分に周辺景観との調和を考慮したものをを用いること。</p>	<p>施設景観の複数案について、周辺景観との調和を考慮して設定した。</p>	<p>7-533(787)</p>
<p>16 景観 事業用地の前面道路である国道140号に、施設の近景を適切に予測・評価できる視点場を追加し、圧迫感を軽減する保全措置を検討し、講じること。</p>	<p>事業用地の前面道路である国道140号に調査・予測・評価地点を追加した。また、圧迫感を軽減する保全措置を検討した。</p>	<p>7-516(770) 7-534(788) 7-566(820)</p>
<p>17 景観 フォトモンタージュによる予測について、煙突からの排ガスも含め、季節ごとにすべての視点場において行うこと。 その上で、保全措置を検討すること。</p>	<p>類似施設を対象として、煙突からの白煙の発生状況の調査を行った。その白煙も含めた予測を行った結果、影響は小さいと予測した。</p>	<p>7-534(788) ～ 7-565(819)</p>

5.2 準備書に対する意見及び見解

5.2.1 準備書についての意見

(1) 公告、縦覧

「ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書」（令和6年3月 山梨西部広域環境組合）の公告、縦覧等は以下のとおりである。

公告	令和6年3月12日
縦覧期間	令和6年3月12日～令和6年4月11日
意見書提出期限	令和6年4月25日
縦覧場所	山梨西部広域環境組合 山梨県県民情報センター 中央市役所市民環境課窓口 市川三郷町生活環境課窓口
住民説明会	第1回 開催日時：令和6年3月18日（月）19時より 会 場：中央市豊富中央公民館 （中央市大鳥居 3866） 参加者数：2名 第2回 開催日時：令和6年3月21日（木）19時より 会 場：市川三郷町生涯学習センター （市川三郷町市川大門 1437-1） 参加者数：0名

(2) 準備書についての意見

準備書に対して意見が提出された。

提出された意見及び意見に対する事業者の見解は表 5.2-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 5. 2-1 (2) 準備書に対して提出された意見及び事業者の見解 (2/5)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第7章 環境影響評価の結果」について			
3	大気汚染	<p>要約書 P401【準備書 P997】より、煙突高さによる大気汚染物質の予測結果について、煙突高さ 59m で、二酸化窒素の最大着地濃度が 0.00054ppm、100m で最大着地濃度 0.00057ppm</p> <p>よって 100m の高さの方が長期平均濃度予測結果の方が 0.00003ppm 高値となるのはどんな理由か教えてください。逆のような気がします。</p>	<p>大気汚染の影響予測は、煙突の高さ、排ガス量、排ガス中の大気汚染物質濃度といった発生源条件と、風向や風速、日射量、放射収支量といった気象条件を組み合わせて行います。</p> <p>同じ気象条件で、発生源条件のうち煙突高さ（排出口高さ）のみ変えた場合、多くの場合は、煙突が高くなるほど、煙突排ガスが地上に到達するまでの距離が伸びることから、移動の間に拡散・希釈が進み、地上での汚染物質の予測濃度は小さくなります。</p> <p>一方、準備書で用いた予測シミュレーションの方法では、特殊な気象条件（特定の気象条件の組み合わせ）において、煙突が高い方が地上での予測濃度が高くなる逆転が生じました。</p> <p>この予測シミュレーション方式は広く用いられており、ほとんどの事例では、その特殊な気象条件の発生頻度が低く、逆転の影響が隠れているものと考えられます。</p> <p>事業地はこの特殊な気象条件の発生頻度が高いため、準備書に示す予測結果になりました。</p> <p>評価書では、予測方法の見直しを行い、その方法による再予測結果を反映しました。</p>

表 5. 2-1 (3) 準備書に対して提出された意見及び事業者の見解 (3/5)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第7章 環境影響評価の結果」について			
4	土壌汚染	<p>あらかし P14【準備書 P574】より、土壌汚染（現況）調査地点 4 の濃度が高い理由はなにか。</p>	<p>現地調査結果の最大 14pg-TEQ/g は、土壌のダイオキシン類の環境基準（1000pg-TEQ/g 以下）と比較すると 100 分の 1 近く、また、周辺の土壌や水質、発生源等の汚染状況の確認調査を開始する目安である調査指標（250pg-TEQ/g）と比較しても十分に小さいことから、ダイオキシン類による汚染が生じているとは言えないと考えます。</p> <p>その上で、他の地点と比較して高い値を示した理由については、ダイオキシン類の同族体・異性体組成から由来の検討を行い、その結果を評価書に記載しました。</p>
5	地域交通	<p>あらかし P3、要約書 P25、P313、P394 等【準備書 P874】より、廃棄物搬入車両の走行による地域交通への影響について、東向きの車両はごみ処理場に入るには最大（月曜日）444 台/日×1/2=222 台/日（西向き 1/2、東向き 1/2 と仮定）それを朝 8 時台～16 時の 8 時間（実質 7 時間）と仮定すると 222×1/7=32 台/時、約 2 分に 1 台ごみ処理場に右折することとなり、対行車線待ち時間が発生し、渋滞時間とその延長が 1000m 内外になると見込まれる（豊積橋と仮定）。</p> <p>よって国道 140 号の東向きに当たってはごみ処理場に入るための「右折レーン」の設置が必須となる。</p>	<p>県との協議により、国道 140 号を東向きに走行して搬入する車両のための右折レーンを設置することとなっています。</p> <p>右折レーンの構造は、搬入計画をふまえたものとなっていますので、直進車両の走行に悪影響をおよぼすことはないと考えます。評価書では、右折レーンを含む、対象事業実施区域前の道路における交通状況について、影響の予測評価を行いました。</p>

表 5.2-1(4) 準備書に対して提出された意見及び事業者の見解(4/5)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
「第9章 対象事業に係る環境影響の総合評価」について			
6	処理方式	<p>ごみ処理方式の選択について、R3年3月版「ごみ処理施設基本設計」のP123表10-6によると焼却式、ストーカ式が日本国内では採用事例が多いです。</p> <p>要約書 P407 9.2.4 【準備書 P1003】複数案に関する総合評価では、熔融方式、流動床式を採用したいとのこと。</p> <p>この過程を表、図を使ってもっと解りやすく説明されたい。</p>	<p>令和3年度に作成した「ごみ処理方式検討結果報告書」では、この3つの処理方式を本組合の事業に適したものであるとして選定しています。</p> <p>準備書 P996、表 9.2.1-1 において、処理方式の違いによる環境影響の比較を行っています。大気汚染に関する影響では、処理方式による差は見られず、廃棄物量として処理残渣では「熔融・シャフト式」が最も少なくなると予測されました。</p> <p>また、温室効果ガス排出量では、「熔融・流動床式」が最も少なくなり、次が「焼却・ストーカ式」、「熔融・シャフト式」の順となりました。</p> <p>その上で、不燃残渣については、技術の進歩により資源化等の可能性が考えられること、環境負荷の視点からは、地球温暖化対策が強く求められていることから温室効果ガスによる評価結果を重視して、「熔融・流動床式」、「焼却・ストーカ式」、「熔融・シャフト式」の順で環境負荷が小さいと評価しています。</p> <p>評価書では、評価結果がより解りやすくなるよう、図等を追加しました。</p> <p>なお、処理方式については、今後、事業者から、環境対策を含んだ技術提案を受け、より良い処理方式を採用する計画です。</p>
7	煙突高さ	<p>要約書 P407 【準備書 P997】、総合評価(まとめ)について、煙突の高さを59mに絞った結末をもっと解りやすく表、グラフを混えて説明されたい。</p>	<p>準備書 P997、表 9.2.2-1 において、煙突高さの違いによる環境影響の比較を行っています。</p> <p>大気汚染については、煙突高さによる影響の差はみられなかったものの、日照障害や景観においては、煙突高さ100mにおいて、より影響が大きくなるものと予測されました。</p> <p>その結果より、煙突高さについては59mにおいて影響が小さくなると評価しました。</p> <p>評価書において、評価結果がより解りやすくなるよう、図等を追加しました。</p>

表 5. 2-1 (5) 準備書に対して提出された意見及び事業者の見解 (5/5)

意見 番号	分類	意見の概要	事業者の見解
8	施設の 配置・形状	<p>要約書 P403【準備書 P997】より、建物の配置の工夫のイメージ図、建物の形状の変更のイメージについて、上記と同様の「基本設計」では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置は建物を敷地南側に寄せた場合 ・(形状・標準) 建物に段差を設けた場合 <p>を推せんしています。この準備書と「基本設計」はお互いに調整済みの結果でしょうか確認ねがいます。</p>	<p>準備書の作成と並行して、基本設計の検討が行われました。建物の配置については、基本設計の中でも先行して検討が行われたことから、これをふまえて準備書を作成しており、整合が図られています。</p> <p>配置の詳細及び形状については、この環境影響評価の結果をふまえ、詳細設計においてさらに検討を行います。</p>

5.2.2 準備書についての公聴会の概要

意見書が提出されたことを受けて、公聴会が開催された。

開催日、公述人からの意見及び事業者の見解は表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 準備書についての公聴会の概要及び公述人からの意見

公聴会開催日		令和6年7月13日 10時00分～10時30分	
公述人		1名	
意見番号	分類	意見の概要	事業者の見解
1	事業計画 (処理能力・ 用地面積)	<ul style="list-style-type: none"> 準備書では処理能力が361tとなっているが、その後に公表された基本設計報告書(案)では274tとなっているため、それらと整合が図られた環境影響評価を行うべきである。 また、人口減少等を踏まえると、30年後の建て替え施設の用地面積3haは過大であり、計画を精査するべきである。 	<p>基本設計報告書が確定したことから、確定した処理能力等を用いて再度環境影響評価を行いました。</p> <p>用地面積について、現段階においては、配置・動線計画を策定するにあたり、ごみ処理施設を稼働させながら次期ごみ処理施設の建設を行うことを前提に、同一規模(274t/日)、同一条件(合棟)の次期ごみ処理施設を建設予定地内に整備することを仮定して決定しました。</p> <p>ごみ処理施設の建築面積及び各種の整備条件については、基本設計内で検討を行っております。</p> <p>現在の計画でも次期ごみ処理施設を建設する際には、来場者駐車場を取り壊す必要があり、その期間は、見学者の受け入れを一時的に中止するか別の場所に来場者駐車場を確保する等の対策が必要となるなど、用地面積には余裕がない状態です。</p> <p>次期ごみ処理施設の規模につきましては、建設の数年前に現状のごみ量とその後のごみ量予測を使い適正な規模を決定する予定です。</p>
2	大気汚染 (煙突高さ)	<ul style="list-style-type: none"> 煙突高さが59mより100mの方が、地上における排気ガス濃度が高くなるのは計算がおかしいので、計算方法を見直すべきである。 山梨では、冬に偏西風が卓越し、事業実施区域の東には住宅団地もあるため、それらも考慮して排気ガスの影響について予測すべきである。 	<p>予測手法を見直し、煙突排出ガスによる影響について再予測を行いました。</p> <p>また、再予測の結果、長期平均予測で、対象事業実施区域の東側に最大着地濃度が出現しました。そのため、東側の最寄り住宅を予測地点として追加し、予測と影響の検討を行いました。</p>
3	動物・ 生態系 (猛禽類)	<ul style="list-style-type: none"> (チョウゲンボウについて) 調査範囲内における確認数から主要な採餌環境ではないと結論づけているが、調査が不十分であるため、より綿密な調査を行うべきである。 	<p>猛禽類調査は、県協議や有識者ヒアリング等をふまえて、2営巣期の調査を実施しました。</p> <p>チョウゲンボウ(一般種)については第一営巣期1例、第二営巣期9例とオオタカと比べ確認例数が少ない状況でした。</p> <p>確認状況や環境から調査範囲が採餌環境と考えますが、確認例数が少なく、繁殖期の継続確認もないため、主要な採餌環境ではないと結論づけました。</p>

5.2.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 準備書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第 23 条の 1 項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価準備書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は表 5.2-3(1)～(6)のとおりである。

表 5.2-3(1) 準備書についての知事の意見(1/6)

準備書についての知事の意見
<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 環境保全措置等の定義の確認 以下のように「環境配慮事項」、「環境保全措置」、「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①モニタリングを環境保全措置としているものがあるが、環境影響を低減させるものではないため、事後調査である。②調整池の浚渫等、環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項である。 <p>(2) 回避・最小化・代償の順番による検討 各環境影響評価項目の環境保全措置について、回避・最小化・代償の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなくかつ十分に検討すること。</p> <p>(3) 環境保全措置の効果と不確実性の明示等 根拠の記載がないまま「影響が極めて小さい」等と評価しているものがあるので、「環境保全措置の効果」、「当該措置実施後も残る環境影響」、「予測及び環境保全措置の効果の不確実性」も含め、科学的（できる限り定量的）に評価書に記載すること。 また、不確実性の有無とその根拠を明確にし、不確実性がある場合は事後調査を行うこと。</p> <p>(4) 環境保全目標の再設定 環境保全目標は、環境基準や法令の基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づき設定することとし、評価書に反映すること。</p> <p>(5) 積極的な情報公開 説明会等で煙突高さや白煙などについて、住民から不安の声が上がっているため、調査・工事・供用時の各段階における定期的な説明会の開催等により情報を公開し、住民の不安を解消すること。</p> <p>(6) 各種計画との整合性の確保 準備書と基本設計報告書（案）で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ること。</p> <p>(7) 施設の配置・形状に係る十分な検討 施設の配置や形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>(8) 複数案による比較結果の説明 複数の処理方式における環境影響の比較には、先行事例の実績を踏まえると共に、その比較結果がどのように環境配慮事項や環境保全措置に反映されたのかが分かるように、評価書で説明すること。</p>

表 5.2-3(2) 準備書についての知事の意見(2/6)

準備書についての知事の意見
<p>(9) 用地最小化の検討等 30年後の建替予定地については、人口減少等の社会情勢も踏まえて当該用地の利用計画を検討することとし、代償のための用地面積を決定する以前に、30年後の建替予定地の最小化を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。</p> <p>(10) 芝生公園の構造等の説明 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 大気汚染</p> <p>1) 調査・予測項目の追加 造成工事により粉じんが発生するため、大気汚染の調査項目に加えること。</p> <p>2) 風向を考慮した排出ガスによる影響の追加検討 季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すこと。</p> <p>3) 最大着地濃度の予測方法の見直し 排出ガス最大着地濃度の予測結果について、煙突高さの違いの影響比較に用いることができていないため、予測方法を改めること。 なお、それでも煙突が高い方が最大着地濃度が高くなる場合は、煙突から排出ガスが拡散される状況の断面図等を作成し、それらを評価書に記載すること。</p> <p>(2) 大気汚染、植物</p> <p>1) 排出ガスの調査地点・対象の追加 工事や施設の稼働により発生する排出ガスによる人以外（動植物、稲・トウモロコシ等）への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(3) 大気汚染、日照障害、景観</p> <p>1) 最善な煙突高さの説明 煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載すること。</p> <p>(4) 水質汚濁</p> <p>1) 水質汚濁による水生生物への影響の検討 水質汚濁について、降雨時の濁水排水時（出水時）における放流先河川の浮遊物質（SS濃度）しか予測が行われておらず、またそのSS濃度が水質汚濁防止法の一斉排水基準を下回ることから影響が小さいと結論づけている。 しかし、水生生物への影響について検討が行われていないため、排水による水生生物への影響について予測すること。なお、予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時だけでなく、平水時の予測を行うこと。</p> <p>2) より具体的な排水に係る説明 施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、再利用または下水道への排除といった記載しかないので、発生源（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）や排水量、排水の水質を踏まえ、以下について具体的に評価書に記載すること。</p> <p>①排水処理方式と処理能力 ②処理施設の位置と洪水対策 ③事業地内における排水の流れ</p>

表 5.2-3(3) 準備書についての知事の意見(3/6)

準備書についての知事の意見
<p>(5) 水質汚濁、水象</p> <p>1) より具体的な地下水調査条件の説明 地下水調査時の採水条件（採水の深さ、不圧か被圧か、対象事業実施区域の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）について、評価書に記載すること。</p> <p>(6) 水象</p> <p>1) 周辺事業場等近隣の河川・地下水状況調査 事業による河川水・地下水汚染の影響の有無が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の事業場等による河川等への影響の有無を確認し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>2) 利水に及ぼす影響の予測 笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。 また、施設周辺及び下流の利水（水道事業、地下水利用）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>3) 施設に近い浅井戸における事後調査 地下水をくみ上げる帯水層によっては、浅い帯水層に影響を与えるおそれがあるため、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査も行うこと。</p> <p>4) 異なる井戸の深度に対応できる環境影響評価 揚水する井戸の深さが評価書作成以降に決まる場合は、井戸の深度の決定後に当該井戸の深度を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないように、浅井戸と深井戸の両方について環境影響評価を行った上で評価書を作成すること。</p> <p>(7) 水象、地盤沈下</p> <p>1) 地下水揚水量に係る追加説明 地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。 ①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準 ②（予測に不確実性がある場合）事後調査計画</p> <p>(8) 地盤沈下</p> <p>1) 地盤沈下の予測の見直し 「水象（地下水位）」の予測結果と同じ記載となっているため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置・範囲・沈下量を予測し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(9) 日照阻害</p> <p>1) 日照阻害に係る追加説明 以下の事項について、評価書で説明すること。 ①周辺の現地調査結果（水田・畑等） ②調査日及び調査時刻の根拠 ③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性 ④代償措置としての農家への補償内容</p>

表 5.2-3(4) 準備書についての知事の見解(4/6)

準備書についての知事の見解
<p>(10) 植物</p> <p>1) 水田環境への影響の追加説明 対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の内容について、評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①具体的な現地踏査方法 ②湛水状態・落水状態など水田の状態にあわせた調査結果 ③工事前後における水田用水の水質変化の予測結果 ④耕作状況の現状と将来予測 <p>2) 希少植物のより丁寧な同定 ミズマツバなど同定困難な植物について、同定根拠が不十分なので、専門家の意見を交えて再確認し、その結果を評価書に記載すること。 また、同定に当たり作成した押し葉標本等については、山梨県の環境情報として重要なので、寄贈等を検討することが望ましい。</p> <p>(11) 動物、生態系</p> <p>1) フクロウに係る再検討 夜間の生態系上位種であるフクロウが採食地として水田を利用する可能性があることと、夜行性のため4季で各1日の短期間の調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることを踏まえ、フクロウに係る環境影響評価を再検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>2) 生態系に係る再検討 生態系上位種のオオタカについて、対象事業実施区域が高利用域に含まれず巢の周辺に広域な採食地が残存するから影響は小さいと結論づけているが、それだけでは影響が小さいことの根拠として不十分である。例えば冬には対象事業実施区域周辺を採食地として利用していると考えられるため、利用環境の一部が失われることを踏まえ、できる限り環境負荷が小さくなるように再度環境影響評価を行うこと。 なお、環境影響評価は、夏季・冬季の行動圏、水田・河川といった採餌情報等を踏まえて行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(12) 植物・動物、生態系</p> <p>1) 創出環境に係る具体的な計画の策定 失われる環境の代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果 ②生育・生息条件(日照・気象条件・土壌条件・周辺生態系の相互作用等) ③環境を創出する場所の選定根拠(事業実施区域外の検討内容を含む) ④創出環境の設計根拠(必要な形状・質・面積及び参考とした情報を含む) ⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較 ⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠 ⑦移植・移設の可否に係る確認方法 ⑧移植・移設の方法(移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等) <p>なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。</p>

表 5.2-3(5) 準備書についての知事の意見(5/6)

準備書についての知事の意見
<p>2) 創出環境に係る定量的な評価の実施</p> <p>創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準（環境保全目標）と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化 ③種数・個体群の変化 <p>3) 創出環境の事後調査の実施</p> <p>多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。</p> <p>(13) 景観・風景</p> <p>1) 景観に係る追加の環境影響評価の実施</p> <p>フォトモンタージュ等の検討が不十分なので、以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①東花輪駅、甲斐上野駅、(笛吹川を横断する) 鉄道橋の眺望点への追加 ②国道 140 号からのシークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）の作成 ③夜景（月明かりや暗順応について一番厳しい条件時）、航空法等の規制や送電鉄塔・電線等の附属物を含めたフォトモンタージュの作成 ④将来計画にある「30年後の建替施設を併設した場合」のフォトモンタージュの作成 ⑤個々の評価を踏まえた施設の形状（面・塊の分割）、塗分け、配置等のデザインへ反映 <p>2) 景観に係る不確実性の説明と事後調査の実施</p> <p>環境影響評価の結果がどのように事業に反映されるか分からないため、環境保全措置の効果の不確実性の説明の一環として、環境影響評価の事業への反映方法・反映内容について、評価書に記載すること。</p> <p>また、評価書作成段階で施設の形状等が決定されず、予測及び保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行うこと。</p> <p>(14) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>1) 環境影響評価地点の追加</p> <p>道の駅とよみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、施設供用時における人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測地点に追加し、環境影響評価を行うこと。</p> <p>(15) 廃棄物・発生土</p> <p>1) 廃棄物に係る追加検討</p> <p>施設から発生する廃棄物（焼却残渣）について、処理方式が決まっていないにも関わらず、再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却残渣の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載すること。</p>

表 5.2-3(6) 準備書についての知事の意見(6/6)

準備書についての知事の意見
<p>(16) その他(地域交通)、大気汚染</p> <p>1) 造成工事の運搬車両による影響の予測</p> <p>対象事業実施区域の盛り土(かさ上げ)に要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>(17) その他(地域交通)</p> <p>1) 地域交通に係るより丁寧な環境影響評価の実施</p> <p>工事中及び供用時における交通渋滞の発生について、施設への車両の出入りを踏まえた環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>また、環境保全措置の検討においては、車両の出入り方法、搬入時間・経路の分散、出入り口の増設、道路拡張の要請、信号の制御方法の変更協議等、あらゆる方策について検討すること。</p>

(2) 準備書についての知事の意見に対する事業者の見解

準備書についての知事の意見に対する事業者の見解は表 5.2-4(1)～(16)に示すとおりである。

表 5.2-4(1) 準備書についての知事の意見と事業者の見解 (1/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(1) 環境保全措置等の定義の確認</p> <p>以下のように「環境配慮事項」、「環境保全措置」、「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正すること。</p> <p>①モニタリングを環境保全措置としているものがあるが、環境影響を低減させるものではないため、事後調査である。</p> <p>②調整池の浚渫等、環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項である。</p>	<p>環境配慮事項と環境保全措置について、項目間での整合を図った。</p> <p>①モニタリングを環境保全措置としているものについて、事後調査とした。</p> <p>②環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項とした。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 配慮事項 8-68(356)、8-82(370)、8-92(380)、 8-103(391)、8-108(396)、8-127(415)、 8-155(443)、8-159(447) 保全措置 8-162(450)～8-171(459)</p> <p>8.1.2 悪臭 環境配慮事項 8-194(482)、8-196(484) 保全措置 8-198(486)～8-199(487)</p> <p>8.1.3 騒音 環境配慮事項 8-222(510)、8-231(519)、 8-238(526)、8-242(530) 保全措置 8-244(532)～8-249(537)</p> <p>8.1.4 低周波音 環境配慮事項 8-266(54) 保全措置 8-268(556)～8-269(557)</p> <p>8.1.5 振動 環境配慮事項 8-287(575)、8-292(580)、 8-296(584)、8-301(589) 保全措置 8-302(590)～8-306(594)</p> <p>8.1.6 水質 環境配慮事項 8-334(622)、8-342(630) 保全措置 8-344(632)～8-346(634)</p> <p>8.1.7 水象 環境配慮事項 8-365(653)、8-367(655) 保全措置 8-369(657)～8-371(659)</p> <p>8.1.8 地盤沈下 環境配慮事項 8-376(64) 保全措置 8-378(666)～8-379(667)</p> <p>8.1.9 土壌汚染 環境配慮事項 8-390(678) 保全措置 8-392(681)</p> <p>8.1.10 日照阻害 環境配慮事項 8-403(691) 保全措置 8-408(696)～8-409(697)</p> <p>8.2.1 陸上植物 配慮事項 8-435(723) 保全措置 8-447(735)～8-458(746)</p> <p>8.2.2 陸上動物 配慮事項 8-505(793)、8-506(794) 保全措置 8-551(839)～8-561(849)</p>

表 5.2-4(2) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(2/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>8.2.3 水生生物 配慮事項 8-586(874) 保全措置 8-595(883)～8-606(894)</p> <p>8.2.4 生態系 配慮事項 8-634(922) 保全措置 8-650(938)～8-651(939)</p> <p>8.3.1 景観 環境配慮事項 8-688(976) 保全措置 8-742(1030)～8-751(1039)</p> <p>8.3.2 人と自然との触れ合い活動の場 環境配慮事項 8-765(1053) 保全措置 8-768(1056)～8-769(1057)</p> <p>8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び 評価されるべき項目 環境配慮事項 8-775(1063)、8-777(1065)、 8-788(1076)、8-790(1078) 8-798(1086)、8-800(2099) 保全措置 8-780(1068)～8-782(1070)、 8-792(1080)～8-794(1082)、 8-802(1090)～8-804(1092)</p> <p>8.5 その他 配慮事項 8-835(1121)、8-847(1133)、8-855(1141) 保全措置 8-858(1144)～8-861(1147)</p>

表 5.2-4(3) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(3/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(2) 回避・最小化・代償の順番による検討 各環境影響評価項目の環境保全措置について、回避・最小化・代償の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなくかつ十分に検討すること。</p>	<p>「回避」・「最小化」・「代償」について、この順で検討を行うとともに、それぞれの措置について個別の検討も行った。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 8-162(450)～8-171(459) 8.1.2 悪臭 8-198(486)～8-199(487) 8.1.3 騒音 8-244(532)～8-249(537) 8.1.4 低周波音 8-268(556)～8-269(557) 8.1.5 振動 8-302(590)～8-306(594) 8.1.6 水質 8-344(632)～8-346(634) 8.1.7 水象 8-369(657)～8-371(659) 8.1.8 地盤沈下 8-378(666)～8-379(667) 8.1.9 土壤汚染 8-392(681) 8.1.10 日照障害 8-408(696)～8-409(697) 8.2.1 陸上植物 8-447(735)～8-458(746) 8.2.2 陸上動物 8-551(839)～8-561(849) 8.2.3 水生生物 8-595(883)～8-606(894) 8.2.4 生態系 8-650(938)～8-651(939) 8.3.1 景観 8-742(1030)～8-751(1039) 8.3.2 人と自然との触れ合い活動の場 8-768(1056)～8-769(1057) 8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 8-780(1068)～8-782(1070)、 8-792(1080)～8-794(1082)、 8-802(1090)～8-804(1092) 8.5 その他 8-858(1144)～8-861(1147)</p>

表 5.2-4(4) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(4/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(3) 環境保全措置の効果と不確実性の明示等 根拠の記載がないまま「影響が極めて小さい」等と評価しているものがあるので、「環境保全措置の効果」、「当該措置実施後も残る環境影響」、「予測及び環境保全措置の効果の不確実性」も含め、科学的（できる限り定量的）に評価書に記載すること。</p> <p>また、不確実性の有無とその根拠を明確にし、不確実性がある場合は事後調査を行うこと。</p>	<p>①環境配慮事項の不確実性を整理して評価書に記載した。</p> <p>②環境保全措置の効果について、不確実性の判断理由を、根拠とともに評価書で示した。</p> <p>③予測及び環境保全措置に不確実性がある場合について、事後調査を行うこととした。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 配慮事項 8-68(356)、8-82(370)、8-92(380)、8-103(391)、8-108(396)、8-127(415)、8-155(443)、8-159(447) 予測 8-68(356)、8-84(372)、8-92(380)、8-105(393)、8-108(396)、8-146(434)、8-157(445)、8-160(448) 保全措置 8-162(450)～8-171(459)</p> <p>8.1.2 悪臭 環境配慮事項 8-194(482)、8-196(484) 予測 8-194(482)、8-197(485) 保全措置 8-198(486)～8-199(487)</p> <p>8.1.3 騒音 環境配慮事項 8-222(510)、8-231(519)、8-238(526)、8-242(530) 予測 8-226(514)、8-231(519)、8-239(527)、8-243(531) 保全措置 8-244(532)～8-249(537)</p> <p>8.1.4 低周波音 環境配慮事項 8-266(54) 予測 8-267(555) 保全措置 8-268(556)～8-269(557)</p> <p>8.1.5 振動 環境配慮事項 8-287(575)、8-292(580)、8-296(584)、8-301(589) 予測 8-288(576)、8-293(581)、8-296(584)、8-301(589) 保全措置 8-302(590)～8-306(594)</p> <p>8.1.6 水質 環境配慮事項 8-334(622)、8-342(630) 予測 8-341(629)、8-343(631) 保全措置 8-344(632)～8-346(634)</p> <p>8.1.7 水象 環境配慮事項 8-365(653)、8-367(655) 予測 8-365(653)、8-367(655) 保全措置 8-369(657)～8-371(659)</p> <p>8.1.8 地盤沈下 環境配慮事項 8-376(64) 予測 8-377(665) 保全措置 8-378(666)～8-379(667)</p> <p>8.1.9 土壌汚染 環境配慮事項 8-390(678) 予測 8-391(679) 保全措置 8-392(681)</p>

表 5.2-4(5) 準備書についての知事の意見と事業者の見解 (5/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
(前ページの続き)	(前ページの続き)	<p>8.1.10 日照阻害 環境配慮事項 8-403(691) 予測 8-408(696) 保全措置 8-408(696)～8-409(697)</p> <p>8.2.1 陸上植物 配慮事項 8-435(723) 予測 8-436(724)～8-446(734) 保全措置 8-447(735)～8-458(746)</p> <p>8.2.2 陸上動物 配慮事項 8-505(793)、8-506(794) 予測 8-507(795)～8-550(838) 保全措置 8-551(839)～8-561(849)</p> <p>8.2.3 水生生物 配慮事項 8-586(874) 予測 8-586(874)～8-594(82) 保全措置 8-595(883)～8-606(894)</p> <p>8.2.4 生態系 配慮事項 8-634(922) 予測 8-635(923)～8-649(937) 保全措置 8-650(938)～8-651(939)</p> <p>8.3.1 景観 環境配慮事項 8-688(976) 予測 8-689(977)～8-690(978) 保全措置 8-742(1030)～8-751(1039)</p> <p>8.3.2 人と自然との触れ合い活動の場 環境配慮事項 8-765(1053) 予測 8-766(1054)～8-767(1055) 保全措置 8-768(1056)～8-769(1057)</p> <p>8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 環境配慮事項 8-775(1063)、8-777(1065)、 8-788(1076)、8-790(1078) 8-798(1086)、8-800(2099) 予測 8-777(1065)、8-791(1079)、 8-801(1089) 保全措置 8-780(1068)～8-782(1070)、 8-792(1080)～8-794(1082)、 8-802(1090)～8-804(1092)</p> <p>8.5 その他 配慮事項 8-835(1121)、8-847(1133)、 8-855(1141) 予測 8-836(1122)、8-848(1134)、8-856(1142) 保全措置 8-858(1144)～8-861(1147)</p>

表 5.2-4(6) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(6/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(4) 環境保全目標の再設定</p> <p>環境保全目標は、環境基準や法令の基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づき設定することとし、評価書に反映すること。</p>	<p>環境保全上の目標に関して、法律等に基づいて示されている基準または目標をもとに評価の指標(環境基準等)を設定し、予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。</p> <p>また、環境保全措置等に関する成功基準を措置の効果や現況からの変化等をふまえて設定し、事後調査によって措置等の効果を評価することとした。</p> <p>環境保全上の目標である環境基準等及び成功基準について、設定の根拠と妥当性に関する記述を行った。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 8-172(160)～8-186(474)</p> <p>8.1.2 悪臭 8-200(488)～8-202(490)</p> <p>8.1.3 騒音 8-250(538)～8-258(546)</p> <p>8.1.4 低周波音 8-269(557)～8-271(559)</p> <p>8.1.5 振動 8-307(595)～8-315(603)</p> <p>8.1.6 水質 8-347(635)～8-350(638)</p> <p>8.1.7 水象 8-371(659)～8-372(660)</p> <p>8.1.8 地盤沈下 8-379(667)～8-380(668)</p> <p>8.1.9 土壌汚染 8-394(682)～8-396(684)</p> <p>8.1.10 日照障害 8-410(698)～8-411(699)</p> <p>8.2.1 陸上植物 8-459(747)</p> <p>8.2.2 陸上動物 8-562(850)</p> <p>8.2.3 水生生物 8-607(895)～8-608(896)</p> <p>8.2.4 生態系 8-652(940)</p> <p>8.3.1 景観 8-752(1040)～8-758(1046)</p> <p>8.3.2 人と自然との触れ合い活動の場 8-769(1057)～8-772(1060)</p> <p>8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 8-783(1071)～8-785(1073) 8-795(1083)～8-796(1084) 8-805(1093)～8-806(1094)</p> <p>8.5 その他 8-862(1148)～8-866(1152)</p>
<p>(5) 積極的な情報公開</p> <p>説明会等で煙突高さや白煙などについて、住民から不安の声が上がっているため、調査・工事・供用時の各段階における定期的な説明会の開催等により情報を公開し、住民の不安を解消すること。</p>	<p>設計・施工・供用の要所において情報公開や住民への説明を行うとともに、事後調査の結果についても公開する。</p>	<p>1-26(26)</p>

表 5.2-4(7) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(7/16)

知事意見	事業者の見解	対応する評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(6) 各種計画との整合性の確保 準備書と基本設計報告書(案)で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ること。</p>	<p>令和6年6月に基本設計報告書が確定したことから、準備書は作成時点で最新であった基本設計報告書(案)を用いた。評価書では確定された基本設計に記載されている能力等で統一した。</p>	<p>1-1(1)ほか1章全般 8.1.1 大気汚染 8-119(407) 8.1.2 悪臭 8-193(481) 8.1.3 騒音 8-235(523) 8.1.4 低周波音 8-265(553) 8.1.5 振動 8-295(583) 8.4 環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 8-779(1067)、8-787(1075)、8-798(1086)</p>
<p>(7) 施設の配置・形状に係る十分な検討 施設の配置や形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>施設の配置・形状について、基本設計策定時の検討内容及び結果を評価書に記載した。</p>	<p>1-10(10)～1-12(12) 1-17(17)、1-18(18)</p>
<p>(8) 複数案による比較結果の説明 複数の処理方式における環境影響の比較には、先行事例の実績を踏まえると共に、その比較結果がどのように環境配慮事項や環境保全措置に反映されたのかが分かるように、評価書で説明すること。</p>	<p>複数案の比較結果をふまえた環境配慮事項、環境保全措置を検討し、評価書に記載した。</p>	<p>10-106(1270)～ 10-115(1279)</p>
<p>(9) 用地最小化の検討等 30年後の建替予定地については、人口減少等の社会情勢も踏まえて当該地の利用計画を検討することとし、代償のための用地面積を決定する以前に、30年後の建替予定地の最小化を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>建設予定地の検討内容及び将来の方針について評価書に記載した。</p>	<p>1-17(17)</p>
<p>(10) 芝生公園の構造等の説明 30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置、維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。</p>	<p>芝生公園について、現在設計を行っており詳細については提示できないが、一般的な芝生広場や緑地を中心とし遊歩道やパーゴラなどを整備することで設計を行っている。 また、芝生公園用の調整池も設置する。 施設の維持管理は施設の運営会社が行い、芝生公園・創出環境及び調整池は組合で管理する。 運営会社になった場合も運営モニタリングを行い適切に管理されていることを確認する。</p>	<p>1-17(17)</p>

表 5.2-4(8) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(8/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(1) 大気汚染</p> <p>1) 調査・予測項目の追加 造成工事により粉じんが発生するため、大気汚染の調査項目に加えること。</p> <p>2) 風向を考慮した排出ガスによる影響の追加検討 季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すこと。</p> <p>3) 最大着地濃度の予測方法の見直し 排出ガス最大着地濃度の予測結果について、煙突高さの違いの影響比較に用いることができていないため、予測方法を改めること。 なお、それでも煙突が高い方が最大着地濃度が高くなる場合は、煙突から排出ガスが拡散される状況の断面図等を作成し、それらを評価書に記載すること。</p>	<p>「工事中の造成等の施工による一時的な影響」の「粉じん」を環境影響項目に選定し、現況調査結果のとりまとめ、予測、評価を行った。</p> <p>季節及び昼間・夜間による影響の変化について予測した。 予測結果は、季節等による変動はみられるものの、通年の年平均値から大きく増加することはない、また、環境基準等の基準を下回ったことから、住宅等への影響は生じないと考えられた。</p> <p>予測方法の見直しを行った。 「有風時、弱風時」という条件で予測した際に、弱風条件に用いる拡散計算式の影響で煙突高さとの逆転が生じていた。そのため、弱風時を用いず、「有風時、無風時」の条件で予測を行った。これにより、煙突高さが高くなるほど、予測結果（濃度）が小さくなる結果が得られた。 予測方法をはじめ、配慮事項、保全措置に不確実性がある場合は事後調査を行うこととした。</p>	<p>調査の追加 7-3(275)、 7-4(276) 調査の方法等 8-1(289) 予測 8-66(354) 評価 8-173(461)</p> <p>8-140(428)～ 8-143(431)</p> <p>予測方法 8-113(401) 予測方法の不確実性 8-146(434)、 8-147(435)</p>
<p>(2) 大気汚染、植物</p> <p>1) 排出ガスの調査地点・対象の追加 工事や施設の稼働により発生する排出ガスによる人以外（動植物、稲・トウモロコシ等）への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>排ガスの予測について、人以外への影響についても検討を行った。 煙突排出ガスの影響について、最大着地濃度地点直近民家での濃度予測を行った。</p>	<p>人以外への影響について 8-84(372)、 8-146(434)、 8-147(435) 直近民家への影響について 8-128(416)～ 8-137(425)</p>
<p>(3) 大気汚染、日照障害、景観</p> <p>1) 最善な煙突高さの説明 煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>煙突高さを細かく設定し、大気汚染を考慮した場合のより良い高さを検討した。その結果、煙突高さが高いほど影響が小さくなると考えられた。 景観及び日照障害の視点からは、煙突は低い方が影響が小さくなると考えられた。ただし、大気汚染において、煙突高さ57m以下で塩化水素の予測結果が目標環境濃度を超過すると予測された。 その上で、大気汚染、景観、日照障害のそれぞれの影響が十分低減される59mを最善として選定した。</p>	<p>大気汚染 8-146(434) 総合評価 10-114(1278)、 10-115(1279)</p>

表 5.2-4(9) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(9/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(4) 水質汚濁</p> <p>1) 水質汚濁による水生生物への影響の検討</p> <p>水質汚濁について、降雨時の濁水排水時（出水時）における放流先河川の浮遊物質量（SS 濃度）しか予測が行われておらず、またその SS 濃度が水質汚濁防止法の一律排水基準を下回ることから影響が小さいと結論づけている。</p> <p>しかし、水生生物への影響について検討が行われていないため、排水による水生生物への影響について予測すること。なお、予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時だけでなく、平水時の予測を行うこと。</p> <p>2) より具体的な排水に係る説明</p> <p>施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、再利用または下水道への排除といった記載しかないため、発生源（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）や排水量、排水の水質を踏まえ、以下について具体的に評価書に記載すること。</p> <p>①排水処理方式と処理能力 ②処理施設の位置と洪水対策 ③事業地内における排水の流れ</p>	<p>平水時・低水時の排水の影響について予測し、評価した。評価にあたっては、環境基準をもとに評価基準を設定した。</p> <p>水生生物への影響について検討を行って、予測結果を評価する基準に反映した。</p>	<p>予測 8-340(628)、 8-341(629) 目標 8-348(636) 評価 8-348(636)、 8-349(637)</p>
	<p>分別・破砕施設等は、焼却・熔融施設と同じ建物内に整備し、排水も焼却・熔融施設と同様に下水道への排水または再利用する計画である。</p> <p>分別・破砕施設等に関する防災対策も焼却・熔融施設と同じものである。</p> <p>以上について評価書に記載した。</p> <p>①第1章に記載した。 ②第1章に記載した。 ③第1章、第8章（水質汚濁、水象）に記載した。</p>	<p>①1-16(16) ②1-21(21) ③1-10(10)、 1-11(11)、 8-320(608)、 8-364(652)</p>
<p>(5) 水質汚濁、水象</p> <p>1) より具体的な地下水調査条件の説明</p> <p>地下水調査時の採水条件（採水の深さ、不圧か被圧か、対象事業実施区域の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）について、評価書に記載すること。</p>	<p>現況調査及び事後調査の井戸について深さ等を整理し、予測評価と事後調査の記述について再度検討し、検討結果を評価書に反映した。</p>	<p>水質 8-331(619)、 8-332(620) 水象 8-362(650) 8-370(658)</p>
<p>(6) 水象</p> <p>1) 周辺事業場等近隣の河川・地下水状況調査</p> <p>事業による河川水・地下水汚染の影響の有無が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の事業場等による河川等への影響の有無を確認し、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>2) 利水に及ぼす影響の予測</p> <p>笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。</p> <p>また、施設周辺及び下流の利水（水道事業、地下水利用）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>河川水・地下水の現況調査結果について、既存の工場等からの影響の検討を行い、評価書に反映した。</p> <p>周辺地域の上水利用について再度整理し、その結果を評価書の水象（地下水位）に反映した。</p>	<p>水質 8-328(616)、 8-331(619) 8-368(656)、 8-370(658)、 8-371(659)、 8-372(660)</p>

表 5.2-4(10) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(10/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>3) 施設に近い浅井戸における事後調査 地下水をくみ上げる帯水層によっては、浅い帯水層に影響を与えるおそれがあるため、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査も行うこと。</p>	<p>採水深さについて、現時点では浅井戸では水質が施設利用に適していないことから、深井戸となる可能性が高いと考えている。</p> <p>その上で、深井戸を設置する際には、対象とする帯水層以外には孔がない無孔管を使用するとともに、管と周辺土壌との間隙にはセメンチングを行う。これにより、上下の水移動を遮断することから、浅い帯水層の水質への悪影響は生じないと考える。</p> <p>また、揚水量については連続揚水試験を行い、適切な揚水量とすることから、深井戸での水の過剰摂取による浅井戸の水位への悪影響も生じないと考える。</p> <p>ただし、深井戸の利用は確定していないことから、水象（地下水位）への影響について、浅井戸を使用する場合と、深井戸を使用する場合のそれぞれについて影響評価を行い、事後調査の必要性についても検討し、その結果を評価書に反映した。</p>	<p>8-368(656)、 8-370(658)</p>
<p>4) 異なる井戸の深度に対応できる環境影響評価 揚水する井戸の深さが評価書作成以降に決まる場合は、井戸の深度の決定後に当該井戸の深度を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないよう、浅井戸と深井戸の両方について環境影響評価を行った上で評価書を作成すること。</p>	<p>採水深さについては深井戸を利用する可能性が高いが、確定していないことから、水象（地下水位）への影響について、浅井戸を使用する場合と、深井戸を使用する場合のそれぞれについて影響評価を行い、採水深さに応じた事後調査を行うことを評価書に記載した。</p>	<p>8-367(655)、 8-368(656) 8-372(660)</p>

表 5.2-4(11) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(11/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(7) 水象、地盤沈下</p> <p>1) 地下水揚水量に係る追加説明 地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。</p> <p>①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準 ②(予測に不確実性がある場合)事後調査計画</p>	<p>①揚水量の決定は、井戸を掘削したのち連続揚水試験を行い、その結果を基に検討する。この手順を評価書に記載した。また、地下水等におよぶ影響の判断基準を検討し、評価書に記載した。</p> <p>②地下水位について、不確実性と事後調査の必要性を検討し評価書に反映した。</p>	<p>水象 8-367(655)、 8-370(658)</p> <p>地盤沈下 8-376(664)、 8-378(666)</p>
<p>(8) 地盤沈下</p> <p>1) 地盤沈下の予測の見直し 「水象(地下水位)」の予測結果と同じ記載となっているため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置・範囲・沈下量を予測し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「水象(地下水位)」と区別し、地下水位の予測結果の他、地盤沈下に関する調査結果をふまえた予測評価を再検討し、評価書に反映した。</p>	<p>8-376(664)、 8-377(665)、</p>
<p>(9) 日照障害</p> <p>1) 日照障害に係る追加説明 以下の事項について、評価書で説明すること。</p> <p>①周辺の現地調査結果(水田・畑等) ②調査日及び調査時刻の根拠 ③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性 ④代償措置としての農家への補償内容</p>	<p>①周辺の土地利用状況について、整理し、基準等も含めて必要があれば再予測・評価を行った。</p> <p>②調査日時の根拠を評価書に記載した。</p> <p>③てん補基準の資料を添付し、妥当性について記載した。</p> <p>④保全措置のうち、代償措置について再検討し、補償を追記しました。</p>	<p>① 8-410(698)</p> <p>② 8-400(688)</p> <p>③ 8-411(699) 資料編</p> <p>④ 8-408(696)</p>
<p>(10) 植物</p> <p>1) 水田環境への影響の追加説明 対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の内容について、評価書に記載すること。</p> <p>①具体的な現地踏査方法 ②湛水状態・落水状態など水田の状態にあわせた調査結果 ③工事前後における水田用水の水質変化の予測結果 ④耕作状況の現状と将来予測</p>	<p>①具体的な現地踏査方法を評価書に追記した。</p> <p>②水田の状態に合わせた調査実施状況を評価書に追記した。</p> <p>③水質変化に関する予測を行い、評価書に反映した。</p> <p>④現状の耕作状況について、対象事業実施区域周辺を網羅的に把握することができておらず、また、耕作状況は管理者や気象条件等により年毎に変動することから、事業実施による将来の耕作状況の予測を行うことは困難である。</p>	<p>①② 8-417(705)</p> <p>③ 8-442(730) 8-444(732) 8-445(733)</p> <p>④ 対応ページなし</p>

表 5.2-4(12) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(12/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>2) 希少植物のより丁寧な同定 ミズマツバなど同定困難な植物について、同定根拠が不十分なので、専門家の意見を交えて再確認し、その結果を評価書に記載すること。 また、同定に当たり作成した押し葉標本等については、山梨県の環境情報として重要なので、寄贈等を検討することが望ましい。</p>	<p>①同定困難な種について、再確認の結果を評価書に反映した。 ②標本の取り扱いについて、寄贈するなどの対応を検討する。</p>	<p>① 8-431(719) 8-441(729) 8-442(730) 8-444(732) 8-445(733)</p> <p>② 対応ページなし</p>
<p>(11) 動物、生態系 1) フクロウに係る再検討 夜間の生態系上位種であるフクロウが採食地として水田を利用する可能性があることと、夜行性のため4季で各1日の短期間の調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることを踏まえ、フクロウに係る環境影響評価を再検討し、その結果を評価書に記載すること。 2) 生態系に係る再検討 生態系上位種のおオタカについて、対象事業実施区域が高利用域に含まれず巣の周辺に広域な採食地が残存するから影響は小さいと結論づけているが、それだけでは影響が小さいことの根拠として不十分である。例えば冬には対象事業実施区域周辺を採食地として利用していると考えられるため、利用環境の一部が失われることを踏まえ、できる限り環境負荷が小さくなるように再度環境影響評価を行うこと。 なお、環境影響評価は、夏季・冬季の行動圏、水田・河川といった採餌情報等を踏まえて行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>フクロウに係る環境影響評価について、再検討を行い、結果を評価書に示した。なお、生息状況や予測に際しては、調査結果だけではなく、生態特性、地域の環境状況等を踏まえ、検討した。</p> <p>繁殖期および非繁殖期の確認状況の整理・追加記述、餌量調査の結果を追記し、それをふまえ、再度予測・評価を行い、結果を評価書で示した。</p>	<p>8-487(775)、 8-527(815)、 8-528(816)</p> <p>8.2.2 陸上動物 繁殖期および非繁殖期の確認状況 8-476(764) 8-487(775) 8-495(783)～ 8-501(789)</p> <p>8.2.4 生態系 8-623(911)、 8-635(923)～ 8-644(932)</p> <p>予測 8-520(808)～ 8-524(812)</p>

表 5.2-4(13) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(13/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(12) 植物・動物、生態系</p> <p>1) 創出環境に係る具体的な計画の策定 失われる環境の代償として創出する環境 (創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。</p> <p>①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果</p> <p>②生育・生息条件(日照・気象条件・土壌条件・周辺生態系の相互作用等)</p> <p>③環境を創出する場所の選定根拠(事業実施区域外の検討内容を含む)</p> <p>④創出環境の設計根拠(必要な形状・質・面積及び参考とした情報を含む)</p> <p>⑤移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較</p> <p>⑥移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠</p> <p>⑦移植・移設の可否に係る確認方法</p> <p>⑧移植・移設の方法(移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等)</p> <p>なお、個体における移植・移設の回数は最小限とし、期間にかかわらず移植・移設ごとに計画の検討等を行うこと。</p>	<p>保全対象種毎に生育・生息環境や条件を検討し、創出環境に係るより具体的な計画を策定し、評価書に反映した。</p> <p>①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果を評価書に記載した。</p> <p>②生育・生息条件を評価書に記載した。</p> <p>③環境創出場所の選定根拠及び検討結果を評価書に記載した。</p> <p>④環境創出を予定している対象事業実施区域の西側区画の形状及び保全対象種の生育・生息環境及び生育・生息条件を踏まえて勘案し、形状・質・面積を決定した。</p> <p>⑤移植・移設前の生育・生息環境の類似環境を創出する計画であり、生育・生息条件は同様である。</p> <p>⑥本事業の工事工程や別事業により実施される水路の付け替え工事の工程に加え、保全対象種の生態を踏まえた移植等に適した時期を基に策定した環境保全措置の工程を評価書に記載した。</p> <p>⑦移植・移設の可否については、通水後、環境が安定した後に試験的な移植・移設と検証を行い、良好と判断されることが基準となる。その後本格移植・移設を行う計画である。</p> <p>⑧移植・移設方法について、評価書に記載した。</p> <p>なお、個体における移植・移設の回数については、本事業の工事工程、別事業により実施される水路の付け替え工事の工程、環境創出場所の検討結果をふまえて、仮移植・一時飼育を行った後の本移植・本移設が妥当と考えた。</p>	<p>8.2.1 陸上植物 8-448(736)、 8-450(738)～ 8-452(740)、 8-454(742)</p> <p>8.2.2 陸上動物 8-553(841)、 8-555(843)～ 8-557(845)</p> <p>8.2.3 水生生物 8-596(884)、 8-598(886)～ 8-600(888)、 8-602(890)</p>

表 5.2-4(14) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(14/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>2) 創出環境に係る定量的な評価の実施 創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準（環境保全目標）と環境保全措置の効果の确实性を評価書に記載すること。</p> <p>①消失面積と創出面積 ②種ごとの生息環境の変化 ③種数・個体群の変化</p>	<p>成功基準ならびに環境保全措置の効果の不确实性について、評価書に記載した。</p> <p>①本事業で確認された保全対象種は微環境に依存する、また在来個体群の維持を想定している（ミナミメダカ）ため、面積で示すことは困難である。</p> <p>②現地調査結果及び文献情報から種に必要な環境・条件を整理し、それらを満たしている環境を創出する。</p> <p>③植物は、保全対象種の生育と植生遷移を考慮した管理（定期的な環境の攪乱や多年草の除去）が必要となり、対象事業実施区域を完全に復元するものではなく、動物種は、対象事業実施区域周辺から環境創出場所へ侵入が可能な構造とする計画のため、種数・個体群の変化の想定は困難である。</p>	<p>8.2.1 陸上植物 8-450(738)、 8-451(739)</p> <p>8.2.2 陸上動物 8-555(843)</p> <p>8.2.3 水生生物 8-598(886)、 8-599(887)</p>
<p>3) 創出環境の事後調査の実施 多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。</p>	<p>創出環境の事後調査を行うとともに、周辺の生物との相互作用をふまえて、周辺環境の事後調査を行う。</p> <p>また、維持管理計画については、事後調査を行いながら保全対象種の生育・生息に適した攪乱の程度をどのような期間で実施するかを明らかにし、維持管理計画に「保全対象種の生育・生息環境の攪乱状況の確認」という項目を設けるとともに結果を記載する必要がある。供用時の維持管理に向け、保全措置完了後4年目に維持管理計画を作成し、供用時1年目には事業者への引継ぎを行う旨を評価書に記載した。</p>	<p>8.2.1 陸上植物 8-451(739)</p> <p>8.2.2 陸上動物 8-555(843)</p> <p>8.2.3 水生生物 8-599(887)</p>

表 5.2-4(15) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(15/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(13) 景観・風景</p> <p>1) 景観に係る追加の環境影響評価の実施</p> <p>フォトモンタージュ等の検討が不十分なので、以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>①東花輪駅、甲斐上野駅、(笛吹川を横断する) 鉄道橋の眺望点への追加</p> <p>②国道 140 号からのシークエンス景観(視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観) の作成</p> <p>③夜景(月明かりや暗順応について一番厳しい条件時)、航空法等の規制や送電鉄塔・電線等の附属物を含めたフォトモンタージュの作成</p> <p>④将来計画にある「30年後の建替施設を併設した場合」のフォトモンタージュの作成</p> <p>⑤個々の評価を踏まえた施設の形状(面・塊の分割)、塗分け、配置等のデザインへ反映</p>	<p>①東花輪駅、甲斐上野駅、JR 身延線の橋を調査地点として追加する。また、市川三郷町における公共眺望ポイントとして指定している伊勢塚古墳も、眺望に影響がおよぶ可能性が考えられたことから、調査地点として追加した。</p> <p>②シークエンス景観の予測評価を行い、評価書に反映した。</p> <p>③夜景等、航空法等への対応、附属物等を考慮した予測評価を行い、評価書に反映した。</p> <p>④次期施設を併設した場合の予測評価を行い、評価書に反映した。</p> <p>⑤配置・形状・色彩について、予測評価結果をとりまとめ、詳細設計時に可能な範囲で採用できるよう、より良い対策について整理した。</p>	<p>調査地点の追加 8-654(942)、8-656(944) ～8-659(947)</p> <p>現況調査結果 8-672(961)～8-683(971)</p> <p>①追加地点の予測 8-691(979)、 8-712(1000) ～8-715(1003)</p> <p>②シークエンス景観 8-735(1023)～ 8-741(1029)</p> <p>③夜景等 8-730(1018)、8-731(1019)、 8-733(1021)、8-734(1022)、</p> <p>④次期施設 8-732(1020)</p> <p>⑤塗り分け・分割等の保全措置 8-743(1031)</p>
<p>2) 景観に係る不確実性の説明と事後調査の実施</p> <p>環境影響評価の結果がどのように事業に反映されるか分からないため、環境保全措置の効果の不確実性の説明の一環として、環境影響評価の事業への反映方法・反映内容について、評価書に記載すること。</p> <p>また、評価書作成段階で施設の形状等が決定されず、予測及び保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行うこと。</p>	<p>配置・形状・色彩について、予測評価結果をとりまとめ、詳細設計時に可能な範囲で採用できるよう、より良い対策について整理し、環境保全措置に記載するとともに、実施することを明記した。</p> <p>予測及び保全措置の不確実性をふまえて事後調査を行うこととした。</p>	<p>8-743(1031)</p>

表 5.2-4(16) 準備書についての知事の意見と事業者の見解(16/16)

知事意見	事業者の見解	対応する 評価書のページ
【個別事項】		
<p>(14) 人と自然との触れ合いの活動の場 1) 環境影響評価地点の追加 道の駅とよみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、施設供用時における人と自然との触れ合いの活動の場の調査・予測地点に追加し、環境影響評価を行うこと。</p>	<p>道の駅とよみにおける影響について予測評価を行った。</p>	<p>8-760(1048)、 8-766(1054)、 8-767(1055)</p>
<p>(15) 廃棄物・発生土 1) 廃棄物に係る追加検討 施設から発生する廃棄物(焼却残渣)について、処理方式が決まっていないにも関わらず、再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却残渣の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物の埋立量の予測結果に基づく、影響の大きさの再検討を行い、評価書に反映した。また、事後調査の必要性を再検討し、評価書に記載した。</p>	<p>8-777(1065)～ 8-779(1067)</p>
<p>(16) その他(地域交通)、大気汚染 1) 造成工事の運搬車両による影響の予測 対象事業実施区域の盛り土(かさ上げ)に要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>準備書においても、搬入土量(最大160,000m³)をふまえた搬入車両台数(189台/日)の検討を行い、予測に反映している。評価書では、搬入土の想定量及び搬入車両台数の検討経過を該当する個所(大気汚染、騒音、振動、その他(地域交通))に記載した。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 8-96(384) 8.1.3 騒音 8-230(518) 8.1.5 振動 8-292(580) 8.5 その他 8-822(1010)</p>
<p>(17) その他(地域交通) 1) 地域交通に係るより丁寧な環境影響評価の実施 工事中及び供用時における交通渋滞の発生について、施設への車両の出入りを踏まえた環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。 また、環境保全措置の検討においては、車両の出入り方法、搬入時間・経路の分散、出入り口の増設、道路拡張の要請、信号の制御方法の変更協議等、あらゆる方策について検討すること。</p>	<p>入口前面における国道140号の断面の交通状況及び搬入用の右折専用車線における搬入車両の右折可能性について予測・評価及び環境保全措置の検討を行った。 出入口の増設は農道が使用できないことから困難である。その他可能な措置について検討し、評価書に記載した。</p>	<p>出入口における交通状況の検討 8-808(1096)、 8-850(1136) 環境保全措置の検討 8-860(1146)、 8-861(1147)</p>

5.3 評価書に対する意見及び見解

5.3.1 評価書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 評価書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第25条の1項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は表5.3-1(1)～(2)のとおりである。

表 5.3-1(1) 評価書についての知事の意見(1/2)

準備書についての知事の意見
<p>1 全般的事項</p> <p>(1) 環境保全目標の再設定 準備書に対する知事意見を受けて、環境保全目標を見直しているが、事業前の環境を考慮していない目標が一部あるため、再設定すること。</p> <p>(2) 環境影響の程度の定量的な評価 準備書に対する知事意見を受けて、評価を見直しているが、「影響が極めて小さい」等と定性的な表現が用いられているものが一部あるため、調査・予測の結果に基づいた定量的な評価とすること。</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 大気汚染</p> <p>1) 最大着地濃度の予測方法に係る再評価 煙突高さの違いの影響比較に用いる排出ガス最大着地濃度の予測について、無風条件だけでなく、弱風条件の予測も加えうえて影響の比較を行い、評価を見直すこと。</p> <p>2) 排出ガスの予測・評価の科学的な説明 ダウンドラフト発生時の将来予測濃度や、煙突高さの違いによる最大着地濃度出現地点(方角)などについて、どのように排出ガスが拡散しているか不明なため、予測に用いたデータ等の根拠を示したうえで、図等を用いて説明すること。 特に、準備書に対する知事意見を受けて、ダウンドラフト発生時の塩化水素が目標環境濃度を達成できる高さから、最善な煙突高さを求めているため、この結果の妥当性がわかるような説明を行うこと。 なお、ダウンドラフトの発生要因とした建物(工場棟)の構造には不確実性があるため、構造決定後に予測時から建物高さが変わる場合は、煙突高さも見直すこと。</p> <p>(2) 植物、動物、生態系、景観</p> <p>1) 検討中の事項に係る中間報告 準備書の知事意見(創出環境(以下の①～③)について、評価書に具体的な計画等を示すこと)に対して、計画は検討中とのことであり、必要な環境影響評価が行われていない。 よって、内容が具体化した段階で、環境影響評価を行うこと。そのうえで、県民等からの意見を環境影響評価に反映できるように、中間報告書手続きの時期について県と協議すること。</p> <p>①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生広場の構造 ③施設の形状・色彩等 また、地域振興事業についても、地元と協議中であり、計画が具体化されていない。 しかしながら、対象事業実施区域の決定経緯を踏まえると、地域振興事業との一体性が強いと考えられるため、その内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について確認すること。</p>

表 5.3-1(2) 評価書についての知事の見解(2/2)

準備書についての知事の見解

(3) 植物、動物、生態系

1) 事業による消失環境と創出環境の明確化

準備書の知事意見（創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと）に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との見解が評価書では示されている。

だが、予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較（生息・生育環境の変化）」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要である。

よって、この手順で検討し、以下の①、②について事業実施前後で比較した結果を示すこと。

①生息・生育環境の変化（対象事業実施区域に対する面積比も明確にすること）

ア) 消失面積・創出面積

イ) 消失する場所の土地利用と創出する場所の土地利用

ウ) 消失する場所の植生と創出する場所の植生

②保全することとした生物種と個体数

2) 保全すべき生物種の生存に必要な要素を踏まえた影響評価

動物への影響について、消失環境があるにも関わらず、周辺に同様な環境があることを理由に「影響は極めて小さい」とする評価は不適切である。

保全すべき生物種ごとに、生存に必要な要素及び当該要素ごとの事業実施前後の変化を明らかにしたうえで、影響の程度について説明すること。

3) 周辺環境の変化も踏まえた事後調査の実施

事後調査は、周辺環境の変化を踏まえて実施する時期・期間を設定する必要があるため、事後調査計画の期間について見直すこと。

なお、対象事業実施区域周辺では、作農の変化（水田の灌水時期や、農薬・肥料の使用状況）や、猛暑日が増加していることによる水量の減少が見られることから、植物・動物・生態系の事後調査結果の検討にあたっては、作農の変化や気象条件の変化が水質・水温・水量に与える影響も考慮すること。

(4) 植物

1) 水田環境の科学的な環境影響評価の実施

陸上植物の現地調査結果が、希少種の確認に留まっているため、地域特性（水田環境・生息状況など）を踏まえ、結果を精査すること。

また、専門家に精査結果及び創出環境の計画に関する情報を提供したうえで、移植する希少種が創出環境に定着できるか助言を受け、その結果を補正評価書に示すこと。

なお、山梨県レッドデータブック等に記載されていないものの、希少な植物（イヌドクサ、イヌスギナ）が確認されているため、専門家には、これらの植物の保全の必要性を含めて助言を受けることが望ましい。

(5) 生態系

1) 猛禽類の餌資源量の再評価

猛禽類の餌資源量の推計には不確実性があることや、事業実施区域は高利用域に含まれないものの餌場として利用している可能性があることを踏まえ、事業実施が猛禽類に及ぼす影響について説明・評価を行うこと。

(2) 評価書についての知事の意見に対する事業者の見解

評価書についての知事の意見に対する事業者の見解は表 5.3-2(1)～(5)に示すとおりである。

表 5.3-2(1) 評価書についての知事の意見と事業者の見解(1/5)

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(1) 環境保全目標の再設定準備書に対する知事意見を受けて、環境保全目標を見直しているが、事業前の環境を考慮していない目標が一部あるため、再設定すること。</p>	<p>環境保全上の目標について、事業前の環境の状況をふまえた検討を行い、補正評価書に反映した。</p>	<p>■知事意見を受けて変更した</p> <p>8.1.1 大気汚染 8-188(484)～8-191(487)</p> <p>8.1.3 騒音 8-263(559)、8-265(561)、8-266(562)、8-267(563)</p> <p>8.1.4 低周波音 8-280(576)</p> <p>8.1.6 水質 8-358(654)、8-359(655)</p> <p>■変更しなかったが、設定根拠を追記した</p> <p>8.1.1 大気汚染 8-180(476)、8-181(477)、8-183(479)、8-185(481)、8-187(483)、8-193(489)、8-195(491)</p> <p>8.1.5 振動 8-318(614)、8-320(616)、8-322(618)、8-324(620)</p> <p>■国、県または市町村において、環境基準等は示されていないため、環境保全措置の内容をふまえて環境保全措置の目標（成功基準）を設けた。</p> <p>8.2.1 陸上植物 8-472(768)</p> <p>8.2.2 陸上動物 8-578(874)</p> <p>8.2.3 水生生物 8-632(928)</p> <p>■再検討したが変更しなかった（既に現況を考慮している、十分な根拠が記載されているなど） 上記以外の環境影響評価項目</p>

表 5.3-2(2) 評価書についての知事の意見と事業者の見解(2/5)

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【全般的事項】		
<p>(2) 環境影響の程度の定量的な評価</p> <p>準備書に対する知事意見を受けて、評価を見直しているが、「影響が極めて小さい」等と定性的な表現が用いられているものが一部あるため、調査・予測の結果に基づいた定量的な評価とすること。</p>	<p>調査・予測結果を再検討し、補正評価書において定量的な評価を行った。</p>	<p>■知事意見を受けて変更した</p> <p>「極めて小さい」という表現は環境保全措置等の判断基準となることから残し、極めて小さいと判断する根拠を記載した。</p> <p>8.1.1 大気汚染 8-68(364)、8-69(365)、8-108(404)、8-167(463)</p> <p>8.1.3 騒音 8-241(537)、8-249(545)、8-253(549)</p> <p>8.1.5 振動 8-298(594)、8-303(599)、8-306(602)、8-311(607)</p> <p>■別途、記載した。</p> <p>8.2.1～8.2.4については、知事意見 個別事項(3)2の事業者見解に記載した。</p> <p>■変更しなかった。(影響があるとしたもの、既に具体的な評価根拠が記載されているもの)</p> <p>上記以外の環境影響評価項目</p>

表 5.3-2(3) 評価書についての知事の意見と事業者の見解(3/5)

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【個別事項】		
<p>(1) 大気汚染</p> <p>1) 最大着地濃度の予測方法に係る再評価 煙突高さの違いの影響比較に用いる排出ガス最大着地濃度の予測について、無風条件だけでなく、弱風条件の予測も加えたうえで影響の比較を行い、評価を見直すこと。</p>	<p>弱風条件の予測を加えて、通常の予測との比較を行った上で、評価を見直し、補正評価書に反映した。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 8-111(407)～ 8-115(411)、 8-130(426)～ 8-144(440) 8-190(486)、 8-191(487)</p>
<p>2) 排出ガスの予測・評価の科学的な説明 ダウンドラフト発生時の将来予測濃度や、煙突高さの違いによる最大着地濃度出現地点(方角)などについて、どのように排出ガスが拡散しているか不明なため、予測に用いたデータ等の根拠を示したうえで、図等を用いて説明すること。 特に、準備書に対する知事意見を受けて、ダウンドラフト発生時の塩化水素が目標環境濃度を達成できる高さから、最善な煙突高さを求めているため、この結果の妥当性がわかるような説明を行うこと。 なお、ダウンドラフトの発生要因とした建物(工場棟)の構造には不確実性があるため、構造決定後に予測時から建物高さが変わる場合は、煙突高さも見直すこと。</p>	<p>予測条件の違いにより高濃度が出現する場所が異なる点等について、要因を検討した。 また、気象条件の細かな変更による予測濃度の変化を整理したほか、煙突高さによる最大着地濃度出現地点について図示し、適切な煙突高さについて検討を行った。 以上の整理検討結果を補正評価書に記載した。 なお、建物構造の検討によって建物高さが予測条件から大きく変わり、それによって環境への影響が著しく悪化する場合は煙突高さの見直しを行う。</p>	<p>8.1.1 大気汚染 8-145(441)～ 8-154(450)</p> <p>資料編 資料-309</p>
<p>(2) 植物、動物、生態系、景観</p> <p>1) 検討中の事項に係る中間報告 準備書の知事意見(創出環境(以下の①～③)について、評価書に具体的な計画等を示すこと)に対して、計画は検討中とのことであり、必要な環境影響評価が行われていない。 よって、内容が具体化した段階で、環境影響評価を行うこと。そのうえで、県民等からの意見を環境影響評価に反映できるように、中間報告書手続きの時期について県と協議すること。 ①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生広場の構造 ③施設の形状・色彩等 また、地域振興事業についても、地元と協議中であり、計画が具体化されていない。 しかしながら、対象事業実施区域の決定経緯を踏まえると、地域振興事業との一体性が強いと考えられるため、その内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について確認すること。</p>	<p>ご指摘のとおり、①～③について詳細が決定した段階で環境影響評価を行い、その上で県と協議を行う。 また、地域振興事業についても、内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について県と協議を行う。</p>	<p>対応ページなし</p>

表 5.3-2(4) 評価書についての知事の意見と事業者の見解(4/5)

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【個別事項】		
<p>(3) 植物、動物、生態系</p> <p>1) 事業による消失環境と創出環境の明確化 準備書の知事意見(創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと)に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との見解が評価書では示されている。 だが、予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較(生息・生育環境の変化)」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要である。 よって、この手順で検討し、以下の①、②について事業実施前後で比較した結果を示すこと。</p> <p>①生息・生育環境の変化(対象事業実施区域に対する面積比も明確にすること)</p> <p>ア) 消失面積・創出面積 イ) 消失する場所の土地利用と創出する場所の土地利用 ウ) 消失する場所の植生と創出する場所の植生</p> <p>②保全することとした生物種と個体数</p>	<p>①</p> <p>ア) 消失面積・創出面積について、補正評価書に記載した。 イ) 消失する場所及び創出する場所の土地利用を補正評価書に記載した。 ウ) 消失する場所及び創出する場所の植生を補正評価書に記載した。</p> <p>②保全対象種及びそれぞれの個体数を補正評価書に記載した。</p>	<p>①</p> <p>ア) イ) ウ) 8.2.1 陸上植物 8-430(726)、 8-446(742)、 8-447(743)、 8.2.2 陸上動物 8-519(815)、 8-520(816) 8.2.3 水生生物 8-604(900)、 8-605(901) 8.2.4 生態系 8-658(954)</p> <p>②</p> <p>8.2.1 陸上植物 8-461(757)～ 8-464(760) 8.2.2 陸上動物 8-568(864)～ 8-570(866) 8.2.3 水生生物 8-618(914)～ 8-623(919)</p>
<p>2) 保全すべき生物種の生存に必要な要素を踏まえた影響評価 動物への影響について、消失環境があるにもかかわらず、周辺に同様な環境があることを理由に「影響は極めて小さい」とする評価は不適切である。 保全すべき生物種ごとに、生存に必要な要素及び当該要素ごとの事業実施前後の変化を明らかにしたうえで、影響の程度について説明すること。</p>	<p>補正評価書では消失環境の面積を明記したうえで、保全すべき種ごとの生態特性や生息状況をふまえて影響の程度について可能な限り説明を行った。</p>	<p>8.2.1 陸上植物 8-450(746)～ 8-457(753) 8.2.2 陸上動物 8-571(867)、 8-572(868) 8.2.3 水生生物 8-606(902)～ 8-614(910)、 8-624(920)～ 8-626(922) 8.2.4 生態系 8-669(965)～ 8-675(971)</p>

表 5.3-2(5) 評価書についての知事の意見と事業者の見解(5/5)

知事意見	事業者の見解	対応する 補正評価書のページ
【個別事項】		
<p>3) 周辺環境の変化も踏まえた事後調査の実施 事後調査は、周辺環境の変化を踏まえて実施する時期・期間を設定する必要があるため、事後調査計画の期間について見直すこと。 なお、対象事業実施区域周辺では、作農の変化（水田の灌水時期や、農薬・肥料の使用状況）や、猛暑日が増加していることによる水量の減少が見られることから、植物・動物・生態系の事後調査結果の検討にあたっては、作農の変化や気象条件の変化が水質・水温・水量に与える影響も考慮すること。</p>	<p>事後調査の実施に際しては、環境保全措置の効果を確認・検証し、効果が発揮されていない場合には、環境保全措置の改善・充実を図り、成功基準を達成するよう努める。また、事後調査結果の検討にあたっては、作農の変化や水質・水温・水量の変化も踏まえて検討する。</p>	<p>第9章 事後調査計画 9.2.1 工事の実施時 9-3(1193)、9-4(1194) 9.2.2 施設の存在及び供用時 9-10 (1200) ～ 9-12 (11202)</p>
<p>(4) 植物 1) 水田環境の科学的な環境影響評価の実施 陸上植物の現地調査結果が、希少種の確認に留まっているため、地域特性（水田環境・生息状況など）を踏まえ、結果を精査すること。 また、専門家に精査結果及び創出環境の計画に関する情報を提供したうえで、移植する希少種が創出環境に定着できるか助言を受け、その結果を補正評価書に示すこと。 なお、山梨県レッドデータブック等に記載されていないものの、希少な植物（イヌドクサ、イヌスギナ）が確認されているため、専門家には、これらの植物の保全の必要性を含めて助言を受けることが望ましい。</p>	<p>有識者ヒアリングを改めて行い、地域特性や保全に関することについて助言を得た。それらを補正評価書に反映した。また、有識者ヒアリングの結果概要は資料編に記載する。</p>	<p>8.2.1 陸上植物 8-429(725)、 8-462 (758) 資料編 8.2.1 陸上植物 陸上植物 資料-507</p>
<p>(5) 生態系 1) 猛禽類の餌資源量の再評価 猛禽類の餌資源量の推計には不確実性があることや、事業実施区域は高利用域に含まれないものの餌場として利用している可能性があることを踏まえ、事業実施が猛禽類に及ぼす影響について説明・評価を行うこと。</p>	<p>事業実施による影響について、行動圏内の面積の変化など追記を行い、また、餌資源量調査の記述については構成を見直し、より丁寧な説明に努めた。</p>	<p>8.2.2 陸上動物 8-534 (830) 8.2.4 生態系 8-664(960)～ 8-668(964)、 8-670(966)</p>

(空白)